

平成29年8月

委員協議会議事録

松本市農業委員会

平成29年8月 松本市農業委員会 委員協議会 議事録

1 日 時 平成29年8月31日（木）午後1時30分から午後3時12分

2 場 所 議員協議会室（東庁舎3階）

3 出席委員 46人

1番	柿澤 潔	2番	丸山 敏郎
3番	森田 大樹	4番	北川 和宏
5番	百瀬 芳彦	6番	岡村 時則
7番	上條 陽一	8番	上條信太郎
9番	河野 徹	11番	三村 和弘
12番	太田 辰男	14番	荒井 和久
15番	細田 範良	16番	波田野裕男
17番	赤羽 隆男	18番	竹島 敏博
19番	丸山 寛実	20番	上條萬壽登
21番	小林 弘也	22番	塩原 忠
23番	古沢 明子	24番	上内 佳朋
25番	柳澤 元吉	26番	波多腰哲郎
27番	田中 悦郎	28番	伊藤 修平
29番	橋本 実嗣	30番	小沢 和子
31番	竹内 益貴	32番	窪田 英明
33番	上條英一郎	34番	百瀬 道雄
35番	伊藤 素章	36番	忠地 義光
37番	百瀬 文彦	38番	小松 誠一
39番	菅野 訓芳	40番	百瀬 貞雄
41番	前田 隆之	42番	青木 秀夫
43番	萩原 良治	44番	波場 秀樹
45番	百瀬 秀一	46番	金子 文彦
48番	上條 信	49番	赤羽 米子

4 欠席委員 2人 13番 中島 孝子 47番 三村 晴夫

5 協議事項

(1) 松本市農業委員会の新体制移行に係る検討結果について

6 報告事項

- (1) 平成29年度土地利用型経営規模拡大奨励金の交付について
- (2) 農業委員会に係る委員定数の承認申請について
- (3) 平成29年度松本市農業施策に関する意見書の取り組み状況等について
- (4) 第52回松本農林業まつりの開催について
- (5) 7月定例部会報告
- (6) 主要会務報告

7 その他

8	出席職員	農業委員会事務局	局長	窪田	京子
		〃	局長補佐	板花	賢治
		〃	〃	小西	えみ
		〃	担当係長	齋藤	信幸
		農政課	主事	古田	和之
		松本農業改良普及センター	課長補佐	西嶋	秀雄

9 会長あいさつ 小林会長

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第21条第3項により成立

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 1番 柿澤 潔 委員

2番 森田 大樹 委員

〔書記〕 板花局長補佐、小西局長補佐

13 会議の概要

議 長

本日の議案についてですが、農地部会に15件の議案が提出をされております。このうち議案第77号の「農用地利用集積計画の決定の件」及び第78号の「農用地利用配分計画案の承認の件」につきましては、農業振興部会にそれぞれ事前の内容審査を付託をいたします。農業振興部会では内容審査を行い、意見を集約の上、農地部会に報告をしてください。

それでは、協議事項に入ります。

初めに、協議事項1、松本市農業委員会の新体制に係る検討結果について、事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、早速資料1ページをごらんいただきたいと思います。

これからの説明は座りでお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

新体制移行の検討結果ということでございますが、いよいよ来年の8月ということで移行が迫ってまいりました。ことしの6月までに実施しました新体制の案に係る地区説明会等の結果、それから新体制検討委員会におけるその後の協議結果につきまして報告して、ご承諾をいただきたいという趣旨でございます。

2番、経過でございます。

28年4月に検討委員会を立ち上げて、5回開催し、10月27日、農業

委員会10月委員総会にて、こちらは農業委員と推進委員の定数と、あと地区の配分等、検討結果を報告したところです。

その後、12月に第6回新体制検討委員会をやって、ことしになって1月から6月まで地区説明会をずっと開催してまいりました。

さらに、6月、8月と2回、新体制検討委員会を開催しまして、今度は運営方法等につきまして協議を重ねてまいりました。これについて、またそのご報告をいただくということでございますが、3番目、新体制の案に係る地区説明会等の結果をまずご報告申し上げます。

(1) 結果ですが、概して反対意見はなく、全般的に理解が得られたものと判断しております。

(2) 今後の課題ということでございますけれども、4点ほど挙げさせていただきます。また、今後準備や検討が必要だということでございますが、アとしまして、農業委員の認定農業者数について、過半数以上確保するための事務の進め方ということで、地区間で認定農業者数にかなり偏りがあるということで、具体的にどういうふうにアプローチしたらいいかというふうなところも1つの課題になっております。

イとしまして、推進委員の担当区域が複数地区にまたがる地区、こちらについて、推進委員をどこの地区から選出するかという調整がございます。こちらについては、説明会の中である程度方針は示してきて、地区でおおむね理解は得られているところですが、細かな調整が必要なところは、例えば岡田と本郷でどちらから出すかとか、入山辺と里山辺でどちらから出すかとかいう細かなところがまだ未調整な部分は若干残っているということでございます。

ウとして、農業委員と推進委員の候補者を選出する際の地区内の手続ということで、JA組織と町会組織がありまして、こちらのこういった経過を経て最終的に地区内で候補者を推薦して決定していくかというふうなところは、地区内での検討がそれぞれの各地区の実情に応じて必要になってくるのかなというふうに考えております。

町会関係でも、農家に関係のない町会長さんが結構おられるというところで、実質的には例えば農家組合のほうから実務的には選んでもらって、最終的には町会で、町会に諮って、町会長名で出すとかというようなことも1つの考え方ではございますが、いずれにしても、地区でどういう手続を踏んで推薦していくかというふうなことは、地区の実情に応じた今後の課題になってくるかと思えます。

2ページに移りまして、農業委員と推進委員が今後、農地利用最適化推進業務を行う際のJAですね、それから地区に農業再生協議会というような人・農地プランを実務的に担当しているような会がありますが、こちらの関係とか、事務の改めてこちらの整理をしていかないと、うまく歯車がかみ合っていないというようなことも出てくるかと思えますので、今後調整が必要な課題かと思われます。

続きまして、(3) 参考としまして、説明会の開催状況、それからイとしまして、主な質問・意見、その回答ということで、別添1、別添2という

ことで、4ページ以降つけてございます。

4ページ、5ページにつきましては、このような説明会をやったということで、実績報告でございます。

それから、6ページから8ページにつきましては、説明会でさまざまな質問が出て、それに対して、なかなか理論整然と答えられない部分はありますけれども、文面にまとめまして、回答の要旨というか、考え方をまとめたものでございます。それぞれ本当にいろいろな質問が出て、それに対してどのように回答していったらいいかということで、いろいろと考えたりして、最終的にこういう形で成果をまとめたということでございますので、またお目通しをいただければと思います。

続きまして、2ページの4です。4、新体制検討委員会におけるその後の協議結果ということで、その後というのはいつかということ、平成28年10月以降のその後の協議結果ということでございますけれども、主に運営方法に係る以下の3点について、一定の考え方、方向性をまとめたということでございます。

(1) 農業委員会の開催についてということで、新体制以降の形、9ページから11ページまで示すことにいたします。

9ページごらんいただきたいと思えます。

月例農業委員会の基本的な形ということで、基本的には現在の事務の進め方を踏襲するというものでございますけれども、基本線は月々これで行くということでございます。

つまり、毎月の流れからいくと、月の半ば、15日に議案を締め切って、議案発送は定例会の1週間前ということでございますが、その前に現地調査ということで、転用案件の確認ということで、引き続き農業委員2名が全市を回って、転用案件について一定の目線で確認をしていただくということでございます。

それと、議案が届いてから定例会までのタイミング、3日、4日あると思えますが、そのタイミングの中で、それぞれ21地区において活動をいただきたいということでございます。

21地区ごとに、農業委員と新たに委嘱される推進委員が連絡をとり合って集まっていたいて、打ち合わせと現地確認を行っていただくと、その地区のものにつきまして。議案に事前に目を通していただいて、農地法3条、4条、5条等、それから利用権設定案件等、目を通していただいて、農業委員と推進委員でいろいろと集まって、確認をしていただく時間をつくっていただくということでございます。それで、農業委員が中心となって意見を集約しまして、農業委員が月末の総会に臨んでいただくということといたします。それで、総会に農業委員が参加して、最終的に意思決定をして、その後、また地区に戻って、推進委員につないでいただくという、これが月々の基本パターンということでお願いしたいと思えます。

それから、10ページに移りまして、推進委員を含めた全市的な調整を要するときということでございます。

全く推進委員、総会に出ないということではなくて、推進委員も市のほう

に出てきていただく機会は年に数回程度設けたいというふうに考えております。その場合は、原則として、総会と連続する形で、総会の前または後に拡大委員協議会というような場を設けまして、開催していきたいというふうに考えております。

特に、推進委員がかかわるものとしましては、農地の利用の最適化の業務の関係、それから農業振興に関することを話し合うとき、こういった場においては、推進委員も含めて拡大委員協議会という形で開催をしていきたいと思っております。

また、年に1回程度は研修会等が、あとまた市長との懇談会等もありますので、こういったことも含めて、推進委員にも参加をいただくということでございますし、また懇親を深めるような場も、その後こういう会を利用して懇親を深める機会もつくっていきたいというふうに考えております。

11ページに移りまして、ブロックごとに調整を要するときというパターンも想定をしております。

まず、ブロックの設置ということでございますが、考え方としまして、各地区の場所ですね、位置関係、それから推進委員の活動区域等を考慮しまして、市内を以下の4ブロックに分けてブロックを設置するというところでございます。

2番目、ブロックの活動内容でございますが、会議や活動はいろいろなものがこれから想定されるかもしれませんが、現時点では、まず（1）利用状況調査の関係とか違反転用の現地確認等、これから臨んでいただくというようなときに、その前に実施方針をまず説明するんですが、そういうところの実務的な調整をブロックごとにやっていくというようなことも考えておりますし、（2）として、JA等関係団体も含めた担い手への農地の集積・集約化の推進に関する協議、それから農業振興、当然地区からの積み上げで、市長に対して最適化業務を推進するための意見を上げる際に、地区から意見を集約するような場としてブロックを活用していく。

それから、（3）として、特に市境の関係の問題というのは、これからますます鳥獣害の関係では出てくると。鳥獣害とか、あとソーラー発電等で問題が、あつれきが生まれるというようなこともありますので、そういう場で関係するブロックで市境問題を話し合うというようなことも想定をしておりますし、あと、ほかの周辺町村で出張農地相談会なるものを取り組んでいるような市村もありますので、ブロック単位で出張農地相談会というふうなことを企画するというようなことも考えられるということで、いろいろとブロックを活用することは、考えの幅としては生まれてくるのではないかとこのように考えております。

3番目、ブロック会議の開催ということでございます。

今のところ何月というようなところまではお示しはできませんけれども、案件が生まれたときに、ブロック内の主要な地域づくりセンター等で開催の場を設ければというふうに考えておるところでございます。

ブロックの枠組みとしては、4つのブロックを想定していて、東北部のブ

ロック、南部のブロック、河西部のブロック、西部のブロックというようなことを想定をしております。農地面積とか、あと西部ブロックは西部農林課の管轄というようなことも加味して、ブロックの枠組みをつくったということでございます。

それから、あともう一つは、農地利用最適化推進委員の活動区域が、点線のところが農地利用最適化推進委員の活動区域の枠組みですので、こういったものも含めて、ブロックのエリアを協議して、区分けをしてきたということでございます。中山、寿、内田とか、農協支所が一本化されたというようなところも、想定は当然している部分ではございます。

こういったことでブロック会議を設けて、そのブロック内の農業委員さんとか推進委員さんにお集まりいただいて、さまざまな協議の場を設けるというようなことも含めて、全体的に農業委員会を動かしていきたいというふうに考えております。

それで、またもとに戻っていただきまして、2ページでございますけれども、4の(2)でございます。委員の報酬体系と役員体制についてということになります。旧体制と新体制を見比べていただきたいと思っております。

部会というのが、新体制になりますと、基本的に部会というのは、もうどこも置かないということになっております。地区別の部会というのは、厳密に言うと置けるようでございます。例えば、東山部部会とか、西部部会とかというふうなエリア別の部会というふうなものは置けますけれども、松本のレベルだと、一本で行けるといふふうに考えておきまして、部会は特に置くことは考えておりません。ですから、農地部会とか農業振興部会という業務別の部会というふうなものは、もうどこも日本全国ないということでございます。

そうしますと、部会長とか部会長代理というふうな職務はもうなくなるということになります。かわりに4ブロックという考え方をもちまして、それぞれのブロックから1人長を選んでいただいて、引き続き役員は6人体制で、ブロック長4人も含めた6人体制で組んでいきたいというふうに考えております。ブロック長は、現在の部会長並みの報酬ということで考えております。

それから、農業委員さんは、49人が26人に減員となります。それで、新たに推進委員が18人ということになります。いろいろな議論の中で、やはり毎月総会に出てくる農業委員は、議決権を行使するというので、また推進委員の意見も集約、取りまとめて総会に臨んでいただくという中で、より責任が重いという議論になりました。こういったことで、1つの考え方として、費用弁償の関係で、半日日当4,900円というふうなものが1つの基準がありますので、こういった部分で若干の差を設けてみてはどうかという意見が大勢となりましたので、農業委員の報酬4万7,800円に対して、推進委員は4万2,900円というふうな考え方を採用いたしました。

こちらについては、最終的に12月のほうの市議会のほうに出していきたいということございまして、今のところ、考え方はこういう方向で行き

たいということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、3ページに移りまして、農業委員も、地区から選ばれたり、自分でみずから手を挙げる方もおられます。そして、団体推薦ということで、団体から推薦される農業委員も引き続きおられるという中で、団体推薦とか公募の委員が5人ということ想定しておりますので、こちらのどういった仕事をしてもらうかというところで、あらかじめ想定されるところを挙げました。

つまり、アのところは、住んでいる地区の委員として、地区から選ばれた委員を補完する立場で、また活動いただきたいということでございますし、イの部分では、やはり遊休農地の多い地区とか、業務量の多いところへの応援というようなことも、地区間の調整活動という形で考えております。

それから、ウとして、当然推薦母体との業務連携の場での調整という場面は出てくると思ひます。

それから、エとして、こちらは中立委員といひますか、非農業者の利害関係を有しない委員の関係ですけれども、農業とは別の角度、立場から農業委員会というのを見ていただきたいなというところで、点検評価とか、市民目線での農業委員会の運営というようなところでご意見をいただければというふうを考えております。

最後、5番目、今後の予定でございますが、細部については、まだちょっと詰めなければいけません。つまり、今もあります任意委員会の体制ですね。農業委員会だよりどうしていくとか、市長の意見書どうしていくとか、そういった任意委員会の体制など、まだ未検討の課題については、もう少し新体制検討委員会で詰めていきたいと思っております。

それから、先ほど話をさせていただいた条例改正手続、12月市議会のほうの提出、改正に向けた事務手続も進めていくということを考えております。

以上、その後の検討結果について報告をいたしましたので、最終的に全体の中でまたご協議いただいて、方針を確認していただくということをお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

今、新体制に係る検討結果について、板花補佐から説明があったわけですが、このことに対しまして質疑に入ります。

発言のある方の挙手をお願いをいたします。

上條委員。

上條 信 委員

ちょっと教えてもらいたいんですけれども、報酬に関係して、全体の枠とかという限度みたいなのは決められているわけかどうか。

それと、思うのは、会長あるいは会長代理のいろいろな場へ出席する機会が非常に多いというように思ひます。それで、この機会に、これでいくと両方の合計では5名減るので、そうすると、総体の報酬額というのは若干マイナスになるというようなこともあるんで、こんな機会に、あるいは会

長、あるいは会長代理の報酬を検討したらどうかと思ったところでありまして、お願いします。

議 長

今、上條委員から2つの質疑があったわけではありますが、板花補佐、お願いします。

板花局長補佐

まず、1点目、全体の枠があるかというところでは、特に枠というのはないものですから、枠というものは特に存在しないということでございますけれども、農業委員さんが実際は49人が26人に減るというかわりに、推進委員が18人ということで、26と18を足すと44人ということで、全体では5人減るといことと、あと推進委員の報酬が若干低くなるというところで、総体的な支出は抑えられてくるというのはおっしゃるとおりかと思えます。

それが、ちょっと実は難しくなるといけませんので、今回あえて出さなかったんですけれども、国の交付金というのが、実は新体制へ移行した農業委員会で、現状、農業委員会交付金というのが国から大体農業委員報酬、1年分の農業委員の総額の12%分ぐらい農業委員会交付金というのが来ているところなんですけれども、新体制移行後に農地利用最適化業務にまた力を入れていくという中で、成果主義というようなところが導入されて、実績を上げた農業委員会に成果実績に応じて上乘せ払いをする交付金ができたとということで、農地利用最適化交付金というものが別に措置されたというのがあります。新体制検討委員会の中で、農地利用最適化交付金を使うかどうかというところもしっかりと議論をしてきたわけでございますけれども、なかなかその農地利用最適化交付金を使うのが、もう少し様子を見てから、新体制へ移行した当初から使うということではなくて、まだなかなか交付金が活用しづらい交付金でございまして、先ほど会長さん、冒頭の挨拶で言ったとおり、中間管理機構との連携というところで、農業委員の実績をどのように取り上げるか、どうやって見るかというようなところで、なかなか実績のカウントが難しいという側面が検討の中で出てきました。それで、もう少し様子を見てからでもいいんじゃないかと。

それからまた、新体制へ移行してから、農地の目標、農地を最適化するに当たって、農地最適化指針というようなものを、移行後に新たな委員になってから指針を策定して、どのぐらいの目標に設定するのかという指針をつくってからでないと、なかなかその交付金ももらえないという中で、移行当初からというような考えは今回検討委員会の中ではなかったということでございます。

ですので、結論的には、5人減った分、結果的に枠としては浮いてきてしまう。総額は抑えられるということになってしまうわけでございます。

今後、最適化交付金というふうなものが、もし活用するというのであれば、さらにこの農業委員の報酬の上に最適化交付金というふうなのが乗ってくると。ただし、それは実績に応じて交付されるものでありますし、農業委員の中でも、活動量に応じて3段階に分けるということでございます。

つまり、日ごろ活動量の多い農業委員と中レベルの農業委員と比較的活動量の少ない農業委員で、3分の1ずつ差をつけて、委員の中でも差をつけて配分しろという趣旨の交付金でございますので、なかなかすぐに使うまでにはさまざまな議論が必要かと思えます。

そういう交付金を上乘せ払いで使うことは、今後議論はまた必要、その場面に応じてまた必要になってくることであろうかと思えます。

ですので、さらにふやすというような、将来的にわたっては、そういう最適化交付金を活用すれば、さらに委員報酬はふえるというか、ふやせる可能性はあります。

それから、会長とか会長代理の報酬をもう少し大変だから上げてみてはというような意見もございましたけれども、全体の委員会報酬というのは、農業委員だけじゃなくて、いろいろな教育委員とか、いろいろな委員さん、監査委員さんとかおられる中で、個別のものだけ上げるというふうなのが、なかなか市の中で理解は得られない部分でございまして、上げるのであれば、全体を底上げするというふうなことも言われている中で、現状、それでも農業委員の倍程度の、会長の報酬は一般の農業委員の倍ぐらいはあるという中で、現状というところが精いっぱいというのが実際のところ、現実的な議論の結果ということでございますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
上條委員さん、どうですかね。今……

窪田局長 若干補足……

議長 はい、局長。

窪田局長 すみません。じゃ、今の会長、会長代理の報酬についての部分をちょっと補足させていただきますが、今、板花補佐のほうから話がありましたように、農業委員さんは特別職、市役所の中の特別職になるんですが、こういった方たちの報酬を上げるときには、特別職報酬審議会というのがございまして、その中で、市長、副市長、教育委員、監査委員、選挙管理委員、それから農業委員さんということで、上がるときには、世間の情勢を見て、また人事院勧告等を見た上で、一斉に例えば3%上げましょうとか、景気が悪くなったら、全員1%下げましょうという、そういうふうにするものですから、なかなかこういった体制が変わる機会ではありますが、農業委員さんだけちょっといい機会だから上げましょうというのは、ちょっと難しいことだと思っておりますので、ご了解いただきたいと思えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。
上條委員。

上條 信 委員 報酬審議会というのは、当然であると思うんだけど、いずれにしても、その規模だとか内容とかというのがあって、そういう意見があったということを経験審議会に、もしかしたら、そういう機会があるとすれば、そのことも踏まえて提案を検討してもらいたいと思うところであります。

議 長 ありがとうございます。

松本と、ちょうど長野がこの報酬の比較になるわけですが、長野は今まで6万幾らだと言ったよね、委員報酬が。随分松本に比べてちょっと多目に払っているというようなふうにしたわけですが、今度、最適化推進委員を当初の国の方針のように大変多くいたしまして、当然成果払いだ何だという形の中で、それは当然出るというふうにした節があるわけですが、いざふたをあけてみたら、金の出どころがないということで、その6万5,000円を取り崩しまして、非常に推進委員の、だからパイは同じで、数字で割って、報酬が随分少なくなったというふうな結果になっているわけですね。どうもなかなかこの辺が、成果として数字に出てこない以上、なかなか成果主義というのが通用しないというのが今の現状であります。

ほかに何かありますか。

上條委員。

上條（萬）委員 新体制に移行するのは、1年をぼつぼつ切っているわけですから、これで地区、21地区への推薦依頼というのはいつごろで、どこの団体へ出すのか、それから新委員の任期は今までと同じ3年ということでもいいのかどうか、その辺だけちょっと確認をお願いします。

議 長 板花補佐。

板花局長補佐 12月議会で議決されて本決まりとなりましたら、年明け早々にもう動いていきたいと思っておりますので、1月にはそれぞれの地区に推薦依頼ということですが、具体的にどこの団体に推薦依頼を出すのかということですが、基本的には、農業者が組織する団体ということになりますので、ただ、農家組合とか、例えば町会組織とかというふうなことが考えられますけれども、最終的に団体推薦というか、団体推薦という言葉はちょっと適当ではなくて、農業者からの推薦というのが正式な言葉になりまして、農業者からの推薦が地区推薦のことになりますので、具体的には農家組合長の代表者1名であったり、あるいは農業者が含まれる例えば町会の町会長の代表者1名であったり、そんなような形を想定しておきまして、地区内でどういう過程を経て候補者を推薦するのかというところを、また秋にそれぞれその地区の実情に応じて、これまでの農業委員の推薦の方法ですね。3年前の推薦の方法を振り返ったりしまして、それぞれどんな方法で選んでいくのかというところをこの秋に各地

区と実情に応じて調整を図って、その地区の実情に応じてふさわしい方から推薦をいただくようなことをまた個別具体的に調整していく必要があらうかと思えます。

だもんで、ちょっと一律にどんな形というふうなことは今、お示しはできないんですが、これまでの3年間、3年前の方法を踏襲しながら、再度、今度は認定農業者中心に選んでいくということになりますと、やはり農家組合のほうを主体に実質的には選考していただいて、最終的には町会のほうの町会長の名前で上げていただくというようなことも実務的には想定されると思いますけれども、そこら辺のところは、個別具体的にそれぞれの地区とこの秋に調整をしていきたいというふうを考えております。

議 長 どうですか、上條委員。いいですか。

上條（萬）委員 あと任期。

議 長 任期。

板花局長補佐 すみません、任期は引き続き3年ということで、推進委員も農業委員も3年になります。

上條（萬）委員 両方ね。

議 長 この説明の会議の設定の中に、一部農振協議会というのが私どもの中山にもあるわけですが、ここには町会長、JAの理事、それから農家組合長等々含まれておりますので、農業者からの推薦というようなことになると、そういったところが一番いいんじゃないかなというふうに考えているところですが。

このこと、ほかにも意見がありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長 それでは、意見がないようです。
本件についてご承認をいただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認するものといたします。ありがとうございました。

続きまして、報告事項に入ります。

初めに、報告事項1、平成29年度土地利用型経営規模拡大奨励金の交付について、農政課の説明をお願いいたします。

古田主事。

古田（農政課）

お世話になります。担い手担当の古田と申します。着座にて説明のほうを進めさせていただきます。

それでは、お手元の資料12ページをごらんください。

報告事項1、平成29年度土地利用型経営規模拡大奨励金の交付についてということで、説明のほうを進めていきたいと思っております。

1、交付基準になります。

(1) 交付要件。こちら借り手になりますが、松本市の農用地について、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、7月1日の時点で存続期間1年以上の利用権設定を受けている市内に住所を有する認定農業者となっております。昨年までは基準日違ったんですが、今年度から国の経営安定対策事業等に合わせるために、基準日を7月1日とするものです。

(2) に移りまして、交付金額です。こちら、今までと変わらず、10アール当たり3,000円で、10平方メートル未満切り捨て、1の位を切り捨てております。

(3) その他。交付総額が1,000円に満たない場合は、対象としません。

イ、下記合併の5地区においては、合併後の公告分の利用権設定農地を対象としております。

2に移りまして、平成29年度、今年度の交付内容になります。

交付の該当者、全部で382名。

(2) 交付対象面積は1,833万179平米、交付対象金額が5,484万6,750円となっております。

地区別内訳は、次のページ、13ページをごらんください。こちらが昨年度と今年度の対照表になっております。左側が平成29年度、今年度の対象者となっております。こちら、合計を見ていただきまして、一番下の欄になります。合計ですが、人数は昨年と同数になります。面積が127万2,069平米今年度ふえております。それに応じまして、金額のほうも367万2,390円ふえております。人数は変わらないということで、認定農業者への農地の集積が進んでいることがうかがえるかと思っております。

では、12ページへお戻りいただきまして、(5) 交付金の支払いについてでございますが、こちら、もう皆様のところへ届いているかと思っておりますが、先日発送を、対象者には申請の書類等を発送しました。締め切り、約1カ月後設けておりますが、整った地区ごとにこれから順次支払う予定でございます。

以上であります。

議 長

29年度土地利用型経営規模拡大奨励金の交付について、今、説明があったわけではありますが、このことに対しまして質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでございますので、ご承知おきをいただきたいと思います。ありがとうございました。

次に、報告事項2、農業委員会に係る委員定数の承認申請について、事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

報告事項2は14ページでございます。

新体制移行の関係に関連しまして、委員定数の承認申請という事務手続きがございます。

要旨を説明しますと、法律の施行令の一部を改正する政令公布の際、政令公布されたのは平成27年10月28日に政令公布されておりますけれども、この27年10月28日時点で、現に在任する選任委員の数が7人を超える農業委員会ですね、松本市はそのとき、今もそうですけれども、9人選任委員さんがおられます。この市町村であって、施行令第5条に規定する基準に従って農業委員を任命することが困難な市町村ということで、施行令第5条で規定されている基準は、委員の基準は24人なんです。24人。2番に書いてあるとおりで、基準農業者数が6,000を超え、かつその区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超える農業委員会、松本市はここに該当しまして、基準農業者数は24人ということでございますが、この24人の基準で任命することが困難な市町村は、国が定める事項を記載した申請書を農林水産大臣あて提出し、承認を受けることとされています。

本市では、来年8月の移行に当たりまして、委員定数を基準より2人増員する前提で、もう議論を進めてきたということでございます。この方針に基づき、申請書を提出するものでございます。

3番目、大臣承認申請により新たに定めようとする委員の定数の基準は26人と。プラス2ということでございます。先ほど話したとおり、27年10月28日時点の選任委員の数が9人であったということで、引き上げ可能な2人を全て増員申請ということでございます。そのための事務手続を進めるということでございまして、今後の予定ですが、9月に提出したいと思います。承認まで一、二カ月を要するということでございますが、それで12月の市議会に定数条例を出すというふうに考えております。

15ページは申請書の内容でございます。15ページ、16ページ、17ページは申請書の内容でございます。

理由づけとしましては、9番のところ、(1)から(5)まで理由づけということで書いておりまして、事前に県とも相談をして、これで行けるんじゃないかという内諾は得ているところでございます。

農地面積や農業者数が多いというのが(1)のところですし、(2)は農地の権利移動や転用に係る審査案件が比較的多いということ、(3)では、

野菜や果物、花卉など多品目を産出すると。多様な農業が松本市内では営まれているということをごさいます、(4)は管内には3つの農協が存在するというごさいます。(5)については、平坦地から中山間地域まで、地勢的にも松本市は多様であるというような理屈づけで、2人増員をということをつくったものごさいます。

ですので、こういう承認申請をして、基準は24人なんだけれども、松本市は26人で行くということがあるということをご理解いただければと思います。

以上ごさいます。

議 長

農業委員に係る委員定数の承認申請について、今、板花補佐から説明があったわけでありましたが、これに対しまして質問、意見ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

次に、報告事項3、平成29年度松本市農業施策に関する意見書の取り組み状況等について、事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、18ページごさいます。

意見書の取り組み状況ということで、全体の協議会の中では初めてということごさいます。

2番、経過のところを見ていただきたいと思います。

3月29日に全委員に意見書アンケートを配付してから、農業振興部会で毎月協議を重ねてきて、4月、5月、6月、7月と振興部会で協議を積み重ねてまいりました。

また、7月6日には農業活性化シンポジウムということで、販売促進の面で、輸出とか、海外も視野に向けたとか、あるいは市内における農業と商工業の連携とか、新規就農者の発言とか、そういったことも取り組みの参考になってきたということごさいます。

それから、7月、8月は、市長意見書検討委員会、専門委員会で中身の協議も重ねたということで、このような経過を積み上げまして、素案をまとめたということごさいます。

今後の予定につきましては、最後の4番目に書いてあるとおりで、本日、概要につきましては、今、これから見ていただきますけれども、中身の詳細な協議は、農業振興部会で本日引き続き協議していきたいと思っています。

農地部会の委員さん、もしご意見がございましたら、来週の前半までに事務局にお寄せいただければと思います。

ですので、全体の中で見ていただいて、もしご意見があれば、来週の前半ということをお願いしたいと思います。

最終的には、1カ月後の9月の委員協議会で承認、決定をいただきまして、10月4日に市長に出します。そして、10月23日にまた市長懇談会を開催して、あわせて懇親会も予定しているということでございます。

それでは、意見書の中身ということで、別冊のほうを見ていただきたいと思います。

別冊をごらんいただきたいと思いますが、まだ本日の時点の素案でございます。また農林部のほうとも実務調整を同時進行で進めておりますので、まだ中身については変わってまいりますので、それを前提に見ていただければと思います。

5つのパートから成り立っております。当初、アンケートをとった際は、アンケートを募集した際は4つだったんですが、基本的な農業に対する姿勢というか、農政に対する考え方というのをまず表に出してということで、農業振興部会のほうでそういう強い意見があったもんですから、農業振興に対する基本姿勢というようなものをまず持ってきて、残り4つ、担い手の関係、農地の関係、それから意見がかなり多かった鳥獣害の関係、それからあと最後、販売促進の関係という形で、入り口論と各論ということで、全5部門からまとめ上げたところでございます。

まず、1番目の地域の個性や特徴を大切に作る農業振興ということでございます。

こちらについては、ご存じのとおり、この3月に市のほうでも農業振興条例がつけられたということでございます。平成25年に市の農林業振興計画というようなものが条例より前につくられているんですが、後からできた条例と整合を図って、暫定的に平成25年の計画は条例に基づく進行計画に位置づけられたということでございますが、具体的なものはこれからかと思えます。

3番目の白丸にあるとおり、国内外の情勢は日々変化しています。海外との関係、TPPとか欧州のEPAの関係とか出てきていますし、あと水田に対する補助金も、7,500円が来年からなくなるというようなこともあったり、中山間地域の荒廃地問題とか、高齢化問題であったり、企業の参入とか、日々農業情勢は刻々と変化する中で、将来の不安が増しているということでございますが、松本市の農業の目指す方向性について、もう一回体系立てて見詰め直したらどうかということで見直しをいたしましたところでございます。

つまり、長野市との懇談会もこの冬にやって、長野市の中山間地域の施策も見ていただいたところでございますけれども、平坦地農業と中山間地の農業の対比もしっかりやってほしい。それから、土地利用型農業とか集約農業の対比もあるし、担い手向けの施策と非担い手向けの施策、零細な農業者や女性農業者も含めたということでございますし、国の施策と市の施策のバランスというようなこともあるし、地域振興、松本の中でも、特産品を産する地域と、多くのものが松本市内で作られている、代表的な品

目等の比較もあるし、販売の仕方もいろいろと多様な考え方あるんじゃないかという中で、松本市の農政を大局的に見詰め直すということが必要じゃないかというふうなことを1点目です。

2 ページ目でございます。

新規就農者と農業後継者の確保・育成ということで、新規就農と農業後継者の関係を2本柱にして組み立てております。

新規就農の関係は、施策、非常に充実してきていると。市の施策、国の施策、充実しているんですけども、住に関しては、住むところに関しては、ちょっと施策が不足しているんじゃないかということでございました。松本市で農業をやっていながら、住んでいるところは塩尻市だというような例もあるようでございますし、シンポジウムでもありましたけれども、農家ならではの、家だけじゃなくて、作業場とか、農機具置き場とかというようなトータルとしてのサポートというようなことも大切になってくるということでございますので、こういった面から意見を出していきたい。

後継者関係では、やはり安定的な担い手として大変重要なのは、やはり農家子弟の確保が重要であるという中で、Iターン等の新規就農者とバランスをとる中で、後継者の背中を後押しするような支援策がつかれないかということで、農林部のほうでも実施計画は上げておまして、後継者を確保するための補助施策というふうなものも出ておまして、折衝も今やっているというところで、何とか農林部と一緒に後押しできたらというところもございます。

それが主なところでございますし、3 ページにつきましては、労働力の確保ということで、人手不足が深刻だというような話が出ております。リンゴとかブドウとか、またブランド化をこれから図ろうとしている一本ねぎとか、短期で作業が集中するというようなことでございます。

こういった中で、また地元の人を活用してアグリサポート事業等ありますけれども、もう少し広い視野に立つと、援農制度（ワーキングホリデー）というような制度がありまして、なかなか敷居が高いということもあります。農家が住食を提供して、お金のやりとりはなくて、1回3泊4日程度で、農家の暮らしぶりを見たいというような方も都会の中にはおられるという中で、こういった、飯田市のほうが一番の先進地で、300名も400名もそういう方が都会から押し寄せているというような、もう長い歴史のある南信州のそういう制度があるんですが、それがちょっとハードルが高いとすれば、若干公共施設的なところも確保したりというふうなところで、例えばお昼だけ農家が出すとかというような中間的な考えもとれるんじゃないか。寝泊りは別のところで、だけれどもお昼とか農作業はそういう都会の方にもやっていただいて、観光つきで楽しんでもらうというような、そんなようなこともちょっと視野に入れながらということで、既存のアグリサポートをもう少し拡大できないかというような意見をつくりました。

4 ページ目は、悪条件農地対策ということでございます。

中間管理機構との結びつきというようなことが盛んに言われていて、何と

か事業を活用していければということも考えておりますが、狭い農地とか条件の悪い農地がうまく活用が図れないかという中で、もし可能性がある農地があれば、ミニ圃場整備というようなことで、また土地改良法の一部を改正する法律が5月に公布されて、6カ月以内に施行ということですので、12月までにはそれが施行されるということになりますと、条件に合えば、農家負担なしでミニ圃場整備みたいなのができるようになるんじゃないかということでございますので、もしそういうような制度に乗れそうな農地があれば、そういうところに支援の手を差し伸べてほしいし、情報提供もお願いしたいという趣旨でございますし、また国の事業がちょっとあんばいが悪ければ、市単事業でも何か救えないかというようなことでつくり込んだ内容でございます。

5ページ目は、放置樹園地の対策ということで、松くい虫は松枯れで問題になっているんですが、やっぱりリンゴでも、手の入らないリンゴ畑が病害虫の温床になっていて、隣でやる気がある若者がリンゴをやっている、隣の病害虫が蔓延していて、やる気をそがれてしまう。こういったところを解消できないかというようなご意見があって、立ち木の伐木に対して支援制度がないかということでございます。

ちょっとこの辺については、さらに農業振興部会でできよう、既存の市の施策も含めて、ちょっと仕切り直して、もう一回ご協議をいただきたいなど考えているところでございます。

6ページに行きまして、6ページ、7ページが鳥獣害防止対策で、委員さんの提案も、もうこちらが半分ぐらいだったということで、もうかなり委員さんの関心が高い内容だったもんですから、もうこれを1つ表に出して意見書を作ったということでございます。

鳥類の関係、小型獣の関係、シカ、イノシシ、猿の関係ということで、現状と課題がそれぞれあります。農業委員会の意見として、耕地林務課、西部農林課ありますけれども、林務担当課を中心に施策をしっかりとってほしいということでございます。

捕獲対策、防護対策、生息環境対策というところで、ちょっと農業振興部会、これから議論をしていただきますけれども、ちょっと1の(ア)で、1頭当たりとれば幾らというような形で、猟友会とか集落捕獲隊と委託契約やってみているんですが、委託料の単価を上げれば実績が果たして上がるのかどうかというふうなところは、ちょっと農業振興部会でもう一回議論をしていただきたいなと思います。

単価を上げれば、果たして効果があるのかどうかというふうなところをもう一回議論をしたいと思っておりますし、集落捕獲隊が設置されていない地区はあるんですが、カラス対策なんかで、いわゆる平場の地区でも集落捕獲隊というふうなことも別に設置してもいいんじゃないかと思っておりますし、ウのところ、小型獣対策というふうなのが出てきているんですが、自分の農地に農業者がみずから小型箱わなを設置することはできるということで、わなの免許がなくても、自分の農地であればできるんだそうです。それで、市の貸し出し制度もあるし、そんなようなことももう少し地区に向

かって周知したらどうかというふうなことも挙げてあります。

また、松枯れ対策と関連した今後想定される防護柵への悪影響とか、いろいろとありますし、西部地区のほうでは猿の関係が問題になっているそうでございます。

また、信州スカイパーク周辺では、相変わらず果樹への鳥害が目立つという中で、何らかの対策を要望するというのでつくっております。

最後、8ページでございますが、農産物の販売促進ということでございまして、こちらにつきましては、シンポジウムの内容とかシンポジウムの成果を前面に出してつくりました。

農業委員会の意見としましては、松本の強みは、総合力、何でも産出する産地としての総合力ということもあるし、農商工バランスのいい都市でございますので、商工業者とか観光業者というようなところも連携しながら、農作物の活用策について考えたり、懇談会をやったらどうかというふうなところもあるし、この間、皆さんに見ていただいた食の総合カタログということで、台湾の高雄市のほうに立派なカタログをつくったりして、海外にも翻訳して、英語とか中国語とか、台湾のものが日本語で見られるというようなことで、視野が広くカタログをつくられて、レシピまでつくってある立派なものでございましたけれども、外に向かって人が大消費地に宣伝に行くのももちろん大切なんですけど、ほかの進め方で効果的にPRする方法はないだろうかというふうなこともあります。インターネットの活用とかあります。また、輸出に向けた調査研究というふうなものもあわせて進めて考えていけないんじゃないかというふうなことでつくっております。

以上が今の現時点の内容でございますが、同時並行で農林部との調整もしております、最終的にちょっともう少し、申しわけないんですけども、実現可能なものに絞り込んで、ちょっと絞り込んで、内容、まだ多岐にわたり過ぎていているという中で、仕事のための仕事になってはいけませんので、もう少し実現可能なものに絞り込んでというふうなことも考えていこうかなというふうに思っているところでございます。内容はちょっとまだ変化します。そういうことで、また来月までにまた成案をつくって、来月の定例会までにはお送りして、見ていただくようにしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

ただいま説明がありました農業施策に関する意見書の取り組み状況について、このことに対しまして質問、意見ある方、挙手でお願いします。

北川委員さん、お願いします。

北川委員

この後また振興部会のほうでも協議するという話なんですけど、この間もちょっと意見の中で、振興部会の中にどれくらい入っているという人がいなくて、今、たまたま岡村さんも上條農地部会長もそっちの方面にいますので、さっきのカラス、シカ、イノシシ、猿等の1頭当たりの単価の値上げ

というような問題で、本当に猟友会がそういうことを望んでいるかどうか。それをやれば上がるかというのは、ちょっと後で事務局へ言うんじゃないかと、今聞いておいたほうが、後の会議の参考になると思いましたが、ちょっと発言をさせてもらいました。

議 長

ただいまの猟友会の捕獲に対する報酬についてどうかというふうなことがございましたので、岡村委員さん、答弁……

岡村委員

確かに成果が上がると思うのはわなです。わなは、24時間常に動物とすればかかる可能性も高いわけですし、銃器による捕獲となりますと、これはもう時間が限られていまして、動物動く時間になかなか捕獲するということが難儀です。

そのわなですけれども、これは見回りが必要なんでして、カモシカ等がかかると、これはやっぱり外さなきゃいかんわけなんです。その作業が毎日あるわけです。1週間もほうっておいて行けば、もうかかった獲物は死滅していると。こういうことのないようにということだもんですから、そうなりますと、今、1頭7,000円が支給されまして、猟友会に一部、2,000円ですか、入って、手元には5,000円が会員のものになる、こういうことなんです。これを、たとえ1,000円でも2,000円でも1頭当たりで単価が上がれば、見回り等もする中で、人件費的なものも出るということじゃないかと思うんです。

今、農家が切実に訴えている被害が山積する中で、やっぱり費用的なものを負担するとなると、それは一体どこまでするのかということになるわけですが、こういうことをまた協議いただいて、たとえ時間的な差で2,000円でも3,000円でもそこへ出るということになれば、わなをもっとふやしていけるじゃないかと思えます。

議 長

ありがとうございました。

ことしの冬、長野に私も役員で行ったときに、今、3億幾らってかけて処理場をつくっているわけですが、そこで処理できないのはどうすると言ったら、今、長野では1万5,000円をシカの場合出しているわけですね。塩尻も1万5,000円出しております。松本は7,000円で、今度は1,000円上げて8,000円かな。何かそんなようなことですが、非常に低い額で設定をしてあるというふうに思います。

ほかにどうですかね。

波田野委員。

波田野委員

今、わなをふやしてもらうにしても、早急にしてもらいたいというのは、この間、市民会議に出たところ、もう十ヶ堰というところ、もう三郷の田園地帯にもシカが出だしたということで、早く山際で押さえないと、今度は平場に出ちゃうと、銃は撃てないし、わなも…、今度はえさ、東北じゃない、北陸見に行ったところみたいに、家庭菜園もみんなやられるようになれば、

今のうち、早目にそういう手を打たないと、今度は平場へ出だすというような、大変急がないといけないと思いますので、そういう点を強調していただきたいと思います。

議長 ほかはどうですか。

[質問、意見なし]

議長 これから振興部会でこういった議論をいただきますので、この農業施策に関する意見書の取り組み状況につきましては、またそれぞれの部会で委員さんからも、先ほど言いましたように、お気づきの点がありましたら、来週前半までに事務局のほうへお寄せいただきたいと思います。

続きまして、報告事項4、第52回松本農林業まつりの開催について、事務局の説明をお願いいたします。

小西補佐。

小西局長補佐 続きまして、資料19ページ、報告事項4、第52回松本農林業まつりの開催についてでございます。

着座にて失礼いたします。

1、要旨ですが、7月31日に開催されました松本農林業まつり実行委員会におきまして、第52回松本農林業まつりの開催が決定されましたので、その概要及び農業委員の取り組みについて報告いたします。

2、主催ですが、松本農林業まつり実行委員会。

3、事業概要ですが、(1)としまして、アルプスぶどうオーナー、これは里山辺地区で6月上旬から9月中旬にかけて行われます。

(2)アルプスりんごオーナー、こちらは今井地区と寿小赤地区において、7月下旬から11月上旬にかけて行われます。

そして、(3)花き展と農畜林産物消費宣伝ということで、9月9日土曜日、午前8時15分から午後1時まで、あがたの森公園で行われます。事業内容ですが、(ア)花き展示品評会と(イ)農畜林産物消費宣伝ということになります。

20ページへ行きまして、(4)表彰式典ですが、11月1日水曜日、午後1時から、Mウイング文化センターでまつもと市民祭表彰式典・農林業振興功労者表彰が行われます。

(5)といたしまして、協賛行事ですが、アからオのとおりです。

4、農業委員会の取り組みですけれども、例年どおり、一貫目クイズと農業委員会活動事業宣伝ということで、パネル展示をやりたいと思います。

日時ですが、もう一度繰り返しますが、9月9日土曜日、午前8時15分から午後1時、あがたの森公園ということになっております。場所ですが、例年どおり、一番奥の通路の一番奥のブースとなっておりますので、よろしく願いいたします。地図については、22ページについておりますので、ごらんください。

取り組み方法ですが、当日は2班に分けて、原則委員全員、皆様の参加をお願いいたします。一貫目クイズの補助業務を行っていただきたいと思えます。午前8時から10時半が農地部会の皆さん、午前10時半から午後1時が農業振興部会の皆様をお願いいたします。ことしはお弁当は出ませんので、ご承知おきください。

東山部くだものまつりへの参加ですけれども、ことしは農林業まつりと開催日異なりましたので、またくだものまつりのほうへ参加の委員さんは、JAからの要請によって、該当地区の委員さんで参加をお願いいたします。

(4) ですが、その他といたしまして、一貫目クイズには多種多様な農産物が必要となります。議案と一緒にアンケートも送らせていただきましたので、委員の皆様、申しわけないですが、寄贈のほうをよろしくをお願いいたします。

来場者の駐車場ですけれども、例年どおり、蚕糸公園のグラウンドとなっております。ただし、前日が雨天で、当日は決行ということになると、グラウンドがかなりぬかるんでいると、蚕糸公園のほう、開放が難しいということになりますので、またその場合は、駐車場系のほうから案内されると思いますので、よろしくをお願いします。

当日ですけれども、参加していただいた委員さんについては、活動記録のほうに忘れずに記載いただきまして、自宅からあがたの森公園の車の距離数、忘れずにご記入いただきますようお願いいたします。

私からは以上です。

議 長

ただいま説明がありましたが、農林業まつりについて質問、意見ありましたら、お願いいたします。

百瀬委員。

百瀬（芳）委員

私は去年初めてここへ出まして、目方の外れたのをまたもとに戻すということをやったもので、わからないんですけれども、はかりですけれども、大ばかりだと、いつまでも目盛りが振っているもので、デジタルのはかりを使ってやって、そして全部が多い少ないの幅もあると思うんですよね。ですから、3.75だったら、もしだったら、3.6キロから3.9キロまでの中に入っているものはオーケーだというような、そういう表示をしてもらってのほうが、参加者がよくわかりやすいと思うし、デジタルのはかりのほうが、絶対早く目盛りが出ますので、なければ、私が持ってきます。

議 長

小西さん。

小西局長補佐

すみません。許容範囲について、参加の皆さんにわかりやすく表示したいと思えます。

はかりのほうですが、ちょっと実家のほうから私、毎年借りていまして、それを使うしかなかったんですが、もし、ちょっと高価なものだと私、思

っていたので、農業委員さんになかなかお声がけできなかつたんですが、もし貸していただけるのであれば、貸していただければと思いますが、もし壊れたりしたときに、ちょっと責任負いかね……、私、家のほうから借りていたんですけれども……

議 長 百瀬さん、どうですか。貸していただけますか。

百瀬（芳）委員 いいです。農業経費で買ったやつですから。

議 長 それじゃ、1台でいいら、これは。1台。

小西局長補佐 そうですね、ちょっと……

議 長 1台だね。

小西局長補佐 あんまり混乱しちゃうといけません……

議 長 余りあっちもこっちもじゃ、一貫目出ちゃってもいけねえで、あれか。

小西局長補佐 ええ、1台で。

議 長 それじゃ、百瀬さんにデジタルをお願いするということをお願いします。ほかにどうですか。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。

いずれにしても、どうか皆さんで少しお持ち寄りいただいて、農林業まつりを盛り上げていただきたいと思います。ありがとうございました。

次に、報告事項5、7月定例部会の部会報告についてお願いいたします。農業振興部会には議案がありませんでしたので、上條農地部会長、お願いいたします。

上條（陽）農地部会長 それでは、23ページをごらんください。

7月の定例農地部会の報告を申し上げます。

7月31日開催の農地部会において、議案16件につきましてそれぞれ慎重に審査を行った結果、いずれの案件も許可、承認または決定されました。その内容はそれぞれ記載してあるとおりでございますので、よろしく願いいたします。

また、農地法第4条及び第5条のそれぞれの許可、承認案件につきまして、7月24日に伊藤修平委員及び菅野訓芳委員のお二人がそれぞれ現地を確認しておりますので、申し添えます。

以上申し上げまして、7月の定例農地部会の報告とさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。

次に、報告事項6、主要会務報告につきましては、資料24ページをご参照いただくようお願いをいたします。

以上で報告事項は終了いたしました。

続いて、その他の項目に入ります。

改良センターの西嶋課長補佐、お願いいたします。

西嶋（松本農業改良普及センター） すみません、私のほうからは、平成29年主要農作物の生育概要のまとめというふうにかかれた資料でございますので、ごらんください。

まず、主要農作物の生育概要のまとめということで、まず作物の関係ですけれども、水稻の関係、新聞報道でもありましたけれども、おとといから神林等であきたこまちの刈り取りが始まってきております。若干平年よりも進んでいる状況ということでございます。昨日、農林水産省のほうから作況が出まして、けさの新聞に出ておりましたので、ごらんになった方も多いかなというふうに思いますが、県下各地区、それぞれ平年並みということで出ております。8月15日現在ということで、それから以降、若干日照不足等あったわけでございますけれども、影響は少ないのかなというふうにも見ておりますが、今後少し見ていかなければいけないなということと、若干ですが、いもち病の発生とか、紋枯病の発生とかが見られているところでございます。

大豆につきましては、生育順調というふうなことでございます。

ソバにつきましては、秋ソバの播種が20日から始まってきております。今のところ生育は順調というところでございます。

果樹につきましてはですけれども、全般的に平年よりもやや遅いペースで推移をしていると。こんなような天気でございますので、若干糖度が低い傾向というようなことと、果実肥大も少し小玉傾向ということでありますし、リンゴにつきましては、やっぱりこれも小玉傾向というふうなことでございますし、つがるも出荷が始まっておりますけれども、着色がややおくれしていることと、デンプンの抜けが少し遅いというふうなことで、例年よりも出荷期間は長くなるのではないかなというようなことのようにあります。日焼け果は若干出ておりますけれども、少な目ということでございます。

ブドウにつきましては、これも少し小玉傾向ということでございます。シャインマスカットで黒とう病とか、あるいはデラあたりでは晩腐病みたいなものも多く出ている。あるいは、さび病みたいなものもたくさん出ているかなと思いますし、パープルにつきましては、この間から出荷が始まっているというふうなことでございます。

ナシにつきましては、やはり幸水の出荷が始まっております。肥大はまあまあ平年並みというようなことでございますが、地色の抜けも悪くて、赤なしじゃなくて青ナシみたいに見えるような感じが多くなっているという

こととございます。

桃につきましても、平年並みの肥大でありますけれども、昨年に比べると若干小さ目というようなこととございます。

それから、野菜の関係でありますけれども、それぞれこんな少し雨が多いというような天気で、全般に病気等の発生が多くなっているというようなことで、特にレタスでは、すそ枯れ、あるいは軟腐等の発生が目立っているというようなことがあります。これから温度が若干下がってきますと、べと病等も心配される場所であるということとございます。

それから、アブラナ科野菜全般であります。近年、軟腐とか黒斑細菌、あるいはコナガ等が問題になっているというようなことで、ローテーション防除に心がけていただければということとございます。

セルリーにつきましては、ほぼ夏秋作型の定植終了ということで、これから昨年多かった軟腐等、若干心配になる場所とございます。

それから、長芋につきましては、生育、こんなような天気なので心配されていたところなんです。この間、先週から試し掘り始まっておりますが、ほぼ平年並みの生育というふうなことであります。若干リング症状の発生も見られているというようなこととございます。

すみません、裏、2ページ目に行きまして、白ネギの関係ですが、順調に収穫始まっているということですが、ことしは圃場の差が多いかなというふうに見ておまして、軟腐病とか黒斑病とか発生している圃場がぱらぱらと見られるということとありますし、ハモグリバエの被害も見られるというふうな感じですが、出荷用まで行くかどうかというところでとまってくればと思います。

ジュース用トマトも、もう終盤になってきております。もうあと2週間ちょっとで収穫終了ということとございますが、ジューストマトの圃場差が非常にことし多いかなということで、輪紋病等、葉っぱが枯れているようなものも見られましたし、かいよう病も散見されたというようなこととありますし、初め中心に、初期中心にオオガバコガの発生も多かったというふうなことで、収量的には少し平年よりも少ないんじゃないかなというふうなことを聞いております。

スイカについても、もう終盤になりつつあるということですが、ほぼ順調に来ているのではないかなと思います。単価もまあまあよかったのではないかなというふうに聞いております。

夏秋イチゴにつきましては、あづみ農協全体で昨年よりも面積が1割弱ふえているわけでありますけれども、そのふえた面積分くらいの出荷増になっているというふうなことを聞いてございます。これからあと追い込みといたしますか、10月いっぱいくらいまでとっていくわけでありますけれども、3億円を突破するのではないかなというふうに聞いております。

アスパラガスにつきましては、雨が多いというふうなことで、茎枯れ病、斑点病、そういったものが若干目立つようになってきております。

それから、花につきましてですが、やっぱり天気の関係で少しおくれおりましたが、天候が回復してきたというふうなことで、ほぼ例年並みに戻

ってきているというようなことのようにあります。

若干カーネーションにつきましてはおこなっているというふうなことでありますが、一部細かったり、下位が太かったりというようなことがあるようでもあります。

トルコギキョウにつきましても、圃場差と申しますか、生産者により生育差が大きいようではありますが、平年並みから7日程度のおくれということでもあります。

飼料作につきましても、ほぼ順調に来ているかなということでもあります。

以上、生育概況ですが、続きまして気象表を松本の沢村の旧气象台のところのものと、それから今井のところをつけておこなっていますが、ことしの特徴と申しますか、気温につきましては、最高気温は低いんですけども、最低気温がちょっと高目と。夜温がちょっと高いというふうなところが見てとれます。

雨についても、沢村のほうと今井のほうと見比べていただくと、随分、特に8月の中旬が違っているかと思えます。いわゆると申しますか、にわか雨と申しますか、そういったものが多いというふうに見ておこなうして、ですから場所によってかなり降水量が違うんじゃないかなというふうにおこなうしております。

それから、続きまして次の紙ですが、農作業事故が多発していますということで、あした、9月1日から長野県のほうでは農作業安全月間ということで、9月いっぱいを特に重点的に農作業安全を訴えていくというふうなことでございます。

昨年は18件というような死亡事故がおこなうておこなうして、過去最高というような件数というようなことで、松本管内でも何件か死亡事故あったわけでありまして、特に松本では、火にまかれてというような事故が去年からことしにかけて、特にお年寄りだったわけでありましてけれども、2件というようなことでもあります。

毎年のことでもありますけれども、トラクターの横転とか、耕運機の巻き込まれ、きょうも信毎に、死亡事故ではないんですけど、佐久と上田といったかな。それぞれトラクターと耕運機による事故というふうなことがおこなうておこなうました。トラクターのほうはやはり横転でありますし、耕運機のほうは刃に巻き込まれてのけがというようなことで、それぞれけがで済んだんでよかったと言っちゃいけませんけれども、死亡事故にはならず済んだというようなことのようにあります。

特に、安全キャブ等をつけておこなうして、横転した場合、ほうり出されてと申しますか、そういった事故があるということで、安全キャブがついている場合は、特にシートベルトの着用をおこなうするということでもあります。

それから、草刈り機の事故も相変わらず多いというふうなことで、安全靴、なかなか重かったり、暑かったりということで、つけるのはなかなか大変なんですけれども、ぜひつけていただいて、けがの防止をしていただければというふうにおこなうしております。

あと、6ページから、昨年事故の実態ということで出ております。特に、やっぱり時間帯、7ページのところに起きている時間帯が、死亡事故の時間帯がありますが、ここ20年間の統計であります、やはり少し一服するというような手前の時間帯、あるいは作業終了というような時間帯のちょっと前というのが多くなっているのではないかなと思いますし、時期的にも、割と冬場を除いてずっと出て、5月が特異的に多いんですが、あとはもう毎月起こっているかなというふうなことがあるかなということでございます。

すみません、以上であります、ぜひ皆さんからも安全を呼びかけていただければと思います。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

続いて、事務局から連絡をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

事務局からも数点連絡をさせていただきます。

7月、8月、農地パトロールといいますか、利用状況調査を進めていただきまして、ありがとうございます。

また、一覧のリスト、それから調査の実施状況報告書、それから地図等、また違反転用案件の確認結果の提出等ありますので、またお持ちいただきましたら、早急に出していただくようお願いしたいと思います。

あともう数点ありますので、ちょっとお待ちください。

小西局長補佐

続きまして、私からですが、農業委員さんの国内視察研修についてですけれども、日程を11月16日の木曜日と17日金曜日に実施したいと思いますので、予定のほうをよろしく願います。具体的な場所等については、来月の定例会で報告させていただきたいと思いますので、日程のほうだけよろしく願います。

あと、農林業まつりの一貫目クイズ、先ほどもお願いしましたが、もし寄贈のリストをまだきょう持ってきてくださっていて、まだ提出されていない委員さんは願います。

あと、議案と一緒に第6回信州の食を育む県民大会の通知をお配りさせていただきましたが、参加の委員さんありましたら、定例会終了後、私のほうまでよろしく願います。

あと、すみません、慶弔金の追加の集金についてですが、1人1,000円、来月の報酬のほうから出させていただきたいと思いますので、ご理解よろしく願います。

私からは以上です。

議長

その他、委員の皆様から何かありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

スムーズな進行、ご協力いただきまして、ありがとうございました。

これをもって議長を退任させていただきます。ありがとうございました。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

議事録署名人 1 番

議事録署名人 2 番

平成29年8月

農地部会議事録

松本市農業委員会

平成29年8月 松本市農業委員会 農地部会 議事録

- 1 日 時 平成29年8月31日(木) 午後3時25分から午後4時25分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 20人 1番 森田 大樹
2番 青木 秀夫
3番 上條萬壽登
4番 赤羽 隆男
5番 上條 陽一
6番 上條英一郎
7番 塩原 忠
8番 太田 辰男
9番 柿澤 潔
10番 岡村 時則
11番 伊藤 修平
12番 上條 信
13番 百瀬 道雄
14番 菅野 訓芳
15番 上條信太郎
16番 小沢 和子
17番 古沢 明子
18番 柳澤 元吉
19番 丸山 敏郎
20番 赤羽 米子
- 4 欠席委員 なし
- 5 部会長挨拶 上條陽一農地部会長
- 6 会議の成立 農業委員会等に関する法律第22条第4項で準用する第21条第3項により成立
- 7 議長就任 松本市農業委員会部会規則第3条により上條陽一農地部会長が議長に就任
- 8 議事録署名委員の指名及び書記の任命
〔議事録署名委員〕 9番 柿澤 潔 委員
11番 伊藤 修平 委員
〔書記〕 農業委員会事務局係長 齋藤 信幸

9 議 事

(1) 議 案

- (ア) 農地法第3条の規定による許可申請許可の件
議案第64号～65号
- (イ) 農地法第4条の規定による許可申請承認の件
議案第66号～67号
- (ウ) 農地法第5条の規定による許可申請承認の件
議案第68号～71号
- (エ) 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件
議案第72号
- (オ) 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件
議案第73号～76号
- (カ) 農用地利用集積計画の決定の件
議案第77号
- (キ) 農用地利用配分計画案の承認の件
議案第78号

(2) 報告事項

- (ア) 現況証明の交付状況の件
- (イ) 非農地証明の交付状況の件
- (ウ) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- (エ) 公共事業の施行に伴う届出の件
- (オ) 認定電気事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出の件
- (カ) 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- (キ) 農地法第4条の規定による届出の件
- (ク) 農地法第5条の規定による届出の件

10 出席職員	農業委員会事務局	局長補佐	板花 賢治
		係 長	齋藤 信幸
	〃	主 査	長田由紀子
	〃	〃	大内 直樹
	〃	技 師	阪本 考司
	農林部農政課 担い手担当	主 事	古田 和之

11 会議の概要

議 長

それでは、早速議事に入ります。
議案番号第64号から65号、農地法第3条の規定による許可申請許可の件、2件につきまして上程いたします。
それでは、事務局から一括説明を求めます。
大内主査、お願いいたします。

大内主査

お願いします。

それでは、議案書の2ページをごらんください。

農地法第3条の規定による許可申請の件です。

議案番号第64号、梓川梓にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します梓川梓〇〇〇、地目、台帳、現況ともに田んぼ965平米外1筆、合計2筆、1,722平米を同じく梓川梓にお住まいの〇〇〇〇さんが農業経営規模拡大のため、贈与により許可後、所有権移転をするものです。

続きまして、議案番号第65号、北深志にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します波田〇〇〇〇-〇、地目、台帳、現況ともに畑、909平米を波田にお住まいの〇〇〇〇さんが農地保全のため、売買により許可後、所有権移転するものです。

これらの件につきましては、許可要件を全て満たしていることもあわせて申し上げます。

以上2件です。よろしく申し上げます。

議 長

それでは、1議案ずつ進めていきたいと思えます。

それでは、最初に議案番号64番、場所は梓川でございます。古沢委員、地元の意見をお願いいたします。

古沢委員

それでは、申し上げます。

〇〇〇〇さんの田と畑なんですが、この上の〇〇〇番地の田は、自宅の北裏のところの角にある水田でございます。そのところに細い道路が通っていますけれども、きちんと稲が植えられていて、耕作されていることを確認してまいりました。入り口には、ブドウ棚が2坪くらいありました。あとはきちんと稲がつくられておりました。

続きまして、〇〇〇〇番地の畑ですが、この場所は、この地図で指定された場所は、人間と一輪車とトラクターが通れるかなというような細い道を上っていったら、土手のところみたいな畑で、プルーンとナシと、それとワラビが植わっていました。それで、プルーンもナシもハクビシンに食べられてしまって作るだけだと言っておりました。それで、反対側が神社、みたいになっていまして、その土手下にシイタケを植えたいということで、シイタケの原木を並べており、きれいに耕作しているなっていました。以上、よろしく申し上げます。

議 長

それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

それでは、ご意見等がないようでございますので、集約したいと思います。議案番号第64号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり許可するものと決定いたします。
続きまして、議案番号65番でございます。波田でございます。森田委員
さん、地元の意見をお願いいたします。

森田委員 波田の下波田地籍というところになります。〇〇さんの畑は、〇〇さんのお宅のすぐ裏にありまして、少し草が生えていましたけれども、〇〇さんのところで保全のために管理してもらえれば一番いいかなと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第65号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして、議案番号第66号から67号、農地法第4条の規定による許可申請承認の件、2件につきまして上程いたします。
本件は、農地法第5条の規定による許可申請案件と関係がありますので、関係する議案番号第69号及び71号を含めまして説明をお願いします。
また、質疑等もお願いします。
議案番号第69号と71号は、後ほど説明及び質疑を省略し、集約のみ行いますので、ご了承願います。
それでは、事務局から一括説明を求めます。
長田主査、阪本技師、お願いいたします。

長田主査 それでは、議案書の3ページをお願いします。
農地法第4条の規定による許可申請承認の件です。
議案番号第66号と農地法第5条の規定による許可申請承認の件、第69号については、同時申請案件ですので、あわせて説明します。
まず、農業経営者、〇〇〇〇〇さんのお子さん、〇〇〇〇〇さんが農業後継者の別棟住宅を新築するための一連の申請となります。
議案番号第66号、稲倉にお住まいの〇〇〇〇〇さんが稲倉〇〇〇〇、地目、台帳、現況ともに畑、254平米に農家住宅の敷地拡張をする申請です。経営者は〇〇〇〇〇さん、経営面積は1万7,276.61平米です。

都計法省令第60条証明申請中です。既存の農家住宅の敷地面積は664.46平米です。白地の農地です。農地区分につきましては、宅地、道路等に囲まれた広がりのない農地に該当しますので、第2種と判断しました。立地基準につきましては、農地法第4条第6校2号、位置的代替性のない場合に該当しますので、問題ないと判断します。

あわせて4ページをごらんください。

議案番号第69号、稲倉にお住まいの〇〇〇〇〇さんが所有します稲倉〇〇〇〇、地目、台帳、現況ともに畑、254平米に岡田松岡にお住まいの〇〇〇〇〇さんが農業後継者の別棟住宅を新築する申請です。使用貸借権の設定を行います。農地区分は、先ほど説明したとおりです。お願いします。

阪本技師

続きまして、議案番号67号と農地法第5条の規定による許可申請承認の件、第71号につきまして、同時申請案件ですので、あわせてご説明させていただきます。

〇〇〇〇さんの後継者の〇〇〇〇さんが農業後継者の別棟住宅を新築するための一連の申請でございます。

波田〇〇〇〇-〇、地目、台帳、現況ともに畑、209平米外1筆、計208.5平米に農家住宅の敷地拡張をする申請です。経営者は〇〇〇〇さんです。経営面積は4,055平米です。都計法省令第60条証明申請中です。既存の農家住宅の敷地面積は776.48平米です。なお、隣接する宅地と一体利用し、総面積は984.98平米です。白地の農地になります。農地区分につきましては、宅地、道路等に囲まれた広がりのない農地ということで、2種農地と判断いたしました。立地基準は、農地法第5条第2項2号、位置的代替性がない場合に該当しますので、問題ないと考えます。

あわせて4ページをごらんください。

議案番号第71号、波田にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します波田〇〇〇〇-〇、地目、台帳、現況ともに畑、200平米外1筆、計2筆、208.5平米に岡谷市にお住まいの〇〇〇〇さんが農業後継者の別棟住宅を新築する申請です。使用貸借権の設定を行います。農地区分はご説明申し上げたとおりです。

なお、4条の各案件につきましては、転用目的を達成するための確実性や周辺の営農に支障を及ぼすおそれがないことなど、一般基準の各要件を満たしていると判断しております。

以上、2件、3筆、462.50平米になります。よろしく願いいたします。

議長

それでは、初めに議案番号第66号でございますが、先ほど申し上げましたとおり、議案番号第69号との関係がありますので、あわせて意見をお願いします。

それでは、稲倉でございますので、岡村委員さんお願いいたします。

岡村委員

去る27日の日曜日に竹島委員さんと確認してまいりました。三才山線で〇〇〇側に向かって約500メートルくらい行ったところの北側の中にある場所であります。

この〇〇さんのお住まいのすぐ西隣に農家住宅を建設するという予定でありまして、雨水対策は浸透枡をつくるということですし、また上下水道も、もう道のおきまできていまして、すぐ入るところであります。周りは、もう住宅でありまして、日照権とかそういう農業関係に支障が出るような場所ではございません。したがって、問題ない場所じゃないかと思えます。

以上です。

議長

それでは、続きまして現地調査をしていただきました委員さんの意見をお願いします。今回は9番の柿澤委員さんと、12番の上條信委員さんのお二人でございますので、どちらか。上條信委員さん、お願いいたします。

上條信委員

今、説明のあったとおりで、全体が傾斜地であり、あの奥の裏が一部自分の畑ではないようでありまして、段差があっても、影響は全くないというような感じであります。

議長

それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

それでは、ご意見等がないようでございますので、集約したいと思います。議案番号第66号について、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。続きまして、議案番号第67号でございますが、これも先ほど同様、本件は議案番号71号と関係がありますので、あわせて意見をお願いします。波田でございますので、森田委員さん、お願いいたします。

森田委員

波田の市立病院から山形のほうへ抜ける道のところに〇〇さんの自宅があります。その裏の住宅に囲まれた中の畑でありまして、近隣の農地へは迷惑はかからないという場所でございますので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、現地調査をしていただきました委員さん、どちらか。上條委員さん。

上條信委員

今言われた状況でありまして、手前と左は自分の畑、その1枚しかそこに畑はないわけでありまして、あと周り全部住宅というところでありまして、問題ないだろうと思っております。

議長

それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第67号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
続きまして、議案番号第68号から71号、農地法第5条の規定による許可申請承認の件、4件につきまして上程いたします。
なお、議案番号69号と71号については、ただいま質疑が終了しておりますので、集約のみ行います。
それでは、事務局から一括説明を求めます。
長田主査お願いいたします。

長田主査

それでは、議案書の4ページ、お願いします。
農地法第5条の規定による許可申請承認の件です。
なお、議案番号第69号と第71号につきましては、先ほど説明しましたので、割愛させていただきます。
まず、議案番号第68号、里山辺にお住まいの〇〇〇〇〇〇さんが所有します里山辺〇〇〇〇-〇、地目、台帳、現況ともに畑、267平米を筑摩にお住まいの〇〇〇〇さんが隣地での住宅建設のための駐車場及び工事用進入路として一時転用する申請です。使用貸借権の設定を行います。一時転用期間は平成29年10月1日から平成30年3月31日までを予定しています。白地の農地です。農地区分につきましては、10ヘクタール以上の一団の農地に該当しますので、第1種農地と判断しました。立地基準につきましては、農地法施行令第11条1項2号、一時転用の場合に該当しますので、問題ないと考えます。
続きまして、議案番号第70号、安曇野市にお住まいの〇〇〇〇さんが所有します梓川梓〇〇〇-〇、地目、台帳、現況ともに畑、323平米に島内にお住まいの〇〇〇〇さんが一般住宅を新築する申請です。使用貸借権の設定を行います。都計法第29条許可申請中です。白地の農地です。農地区分につきましては、10ヘクタール以上の一団の農地に該当しますので、第1種農地と判断しました。立地基準は、農地法施行規則第33条第

4項、集落接続に該当しますので、問題ないと考えます。

なお、第5条に関する各案件につきましては、転用目的を達成するための確実性や周辺の営農に支障を及ぼすおそれがないことなど、一般基準の各要件を満たしていると判断しております。

以上、4件、5筆、1,052.50平米になります。よろしく申し上げます。

議長 それでは、初めに議案番号68号について、地元の委員さんのご意見を申し上げますということで、里山辺でございますので、百瀬委員さん、お願いいたします。

百瀬（道）委員 里山辺の百瀬委員さんと現場を見てきました。富士電機の上の〇〇〇〇さんのちょうど南側ですけれども、そこの本家のところ、横へうちを建てたいということで、本家のところからは、ブロック塀と垣根と、倉庫が二棟あって、その畑を通らないと、どうしても機械が入らないということでもあります。一時転用ということですので、問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 それでは、続きまして現地調査をしていただきました委員さん、どちらか。上條委員さん、申し上げます。

上條信委員 今お話があったとおりで、道路は東側、母屋側の東側と手前側の南側にあるんですが、細長い土地でありまして、母屋を残して、その後ろの古い家を壊すということでもありますので、どうしてもこの農地を通らないと資材の搬出入ができないという、こんな状況であります。一時転用ということでもありますので、問題もないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ご意見等がないようでございますので、集約したいと思います。議案番号第68号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。それでは、次に議案番号第69号でございますが、既に説明及び質疑応答等は終了しておりますので、直ちに集約したいと思います。

議案番号第69号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。次に、議案番号第70号につきまして、地元の委員さんの意見を申し上げます、梓川でございます。古沢委員さん、お願いいたします。

古沢委員 この場所は、上の原という畑地のほうにつながっているところの道路のわきにある箇所です。もう既に基礎がつくられていまして、それで道路から何メートルか入った奥のほう、隣地との境のほうのところに基礎がつくられております。場所的には、周辺は全て住宅が建たっております、そこに建物が建たっても、何も支障がないかなというふうに見てまいりました。

議長 それでは、続きまして現地調査をしていただきました、上條信委員さん、お願いいたします。

上條信委員 あの写真では、奥のほう、かなり広く見えるんですけども、実際はそんなに広くないところで、1種農地とはいっても、図面上だろうと思うんですけども、あの奥がつながっているということで、1種農地の判断のようです。でも、現実には赤線が通っているだけみたいな感じで、1種農地というか、広がりのない土地というのが現状のような感じを見受けました。したがって、ほかへ与える影響というのがないというふうに判断をしておりました。以上です。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。議案番号第70号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。それでは、次に議案番号第71号でございますが、既に説明及び質疑等は終了しておりますので、直ちに集約したいと思います。

議案番号第71号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。それでは、続きまして、議案番号第72号、相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件、1件につきまして上程いたします。それでは、事務局から説明をお願いいたします。大内主査、お願いいたします。

大内主査 お願いします。それでは、議案書の5ページをごらんください。相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件です。議案番号第72号です。相続人は、寿小赤にお住まいの〇〇〇〇さんです。特例を受ける農地ですが、寿小赤〇〇〇、地目、台帳・田、現況・畑、605平米外3筆、合計4筆、2,354平米につきまして、適格者の承認を受けるものです。以上、1件です。よろしく申し上げます。

議長 それでは、議案番号72号について、現地調査をしていただきました委員さんのご意見を申し上げますということで、寿でございますので、上條萬壽登委員さん、お願いいたします。

上條(萬)委員 先日の日曜日に行って見てきましたけれども、寿小赤の〇〇〇番地ですが、ここは自家菜園でいろいろな作物がそれぞれ植わっておりました。あと、残りの3筆については、全て耕起済みです。そのうち、〇〇〇番地については、一部にネギ、トマト等の自家用野菜が植わっております。以上です。全て管理されておりました。

議長 それでは、他の委員で本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ご意見等がないようでございますので、集約したいと思います。議案番号第72号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。

それでは、続きまして、議案番号第73号から76号でございますが、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、4件につきまして上程いたします。

それでは、事務局から説明を求めます。

大内主査、お願いいたします。

大内主査

お願いします。

それでは、議案書の6ページをごらんください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件です。

議案番号第73号です。笹賀にお住まいの〇〇〇〇さんが笹賀〇〇〇-〇、地目、田、1, 488平米外2筆、合計3筆、3, 093平米につきまして承認を受けるものです。

なお、〇〇〇〇さんの相続税の納税猶予は平成25年10月21日から開始しています。

続きまして、議案番号第74号です。こちらも笹賀にお住まいの〇〇〇〇さんが今井〇〇〇-〇、地目、畑、1, 950平米外9筆、合計10筆、8, 746平米につきまして承認を受けるものです。

なお、〇〇〇〇さんの相続税の納税猶予は、先ほどの〇〇さんと同じく平成25年10月21日から開始をしています。

続きまして、7ページをごらんください。

議案番号第75号です。平田にお住まいの〇〇〇〇さんが寿北〇丁目〇〇〇-〇、地目、田、1, 308平米外3筆、合計4筆、4, 762平米につきまして承認を受けるものです。

なお、〇〇〇〇さんの相続税の納税猶予は平成25年12月17日から開始しています。

あわせて、この全ての農地につきまして、特定貸付を行っています。特定貸付期間は平成26年7月1日から平成29年8月31日までです。

続きまして、8ページをごらんください。

議案番号第76号です。長崎市にお住まいの〇〇〇〇さんが寿北〇丁目〇〇〇-〇、地目、田、674平米外2筆、合計3筆、2, 680平米につきまして承認を受けるものです。

なお、〇〇〇〇さんの相続税の納税猶予は、先ほどの〇〇さんと同じく平成25年12月17日から開始しています。

あわせて、この全ての農地につきまして、特定貸付を行っています。特定貸付期間は平成26年7月2日から平成29年8月31日までです。

以上、4件です。よろしく申し上げます。

議 長

それでは、初めに議案番号第73号について、笹賀でございますので、私のほうから地元の意見ということでお伝えしたいと思います。

ここにありますが、〇〇さん、この二人はご兄弟でございます、兄弟で頑張っている方でございます。最初に〇〇さんの73号でございますが、笹賀の〇〇〇-〇、〇、〇でございますが、地目は田んぼですが、ここで

ビニールハウスをつくりまして、この中でセルリーの栽培をしております。それで、今は、秋作の苗を植えてありまして、青々と苗が育っているのが見えまして、頑張っているなというふうに見てまいりました。

まだこのほかにも、リンゴ等もつくっておりますので、問題はないというふうに見てまいりましたので、よろしく願いいたします。

それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第73号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、議案番号第74号でございます、最初に今井のほうにも土地がございますので、今井の農地について、上條英一郎委員さんからお願いいたします。

上條（英）委員 場所ですが、グリーン道路沿い、山形村との境のところですが、28日に見に行ったんですが、ここは果樹園になっていまして、リンゴのふじをきちっと栽培しておりました。ということで、引き続き、まさしく農業をやっておりますので、この今井の地籍の部分につきましては、承認をお願いしたいと思います。

議長 続きまして、この笹賀の〇〇〇〇から次のほうの笹賀の〇〇〇〇-〇まででございますが、ここは水田といいますか、やはりこれもビニールハウスの中でセルリーをつくっておりました。

それから、その次の笹賀の〇〇〇〇-〇から〇〇〇〇-〇でございます。ここは一段上がったところでございますが、ここは畑でございます、ここはリンゴが植えてございます。

全ての農地について、問題ないというふうに見てまいりましたので、よろしく願いいたします。

それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第74号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙

手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ということで、本件は原案どおり許可することに決定いたします。
それでは、続きまして、議案番号第75号でございます。地元の委員さん
ということで、寿でございます。上條萬壽登委員さん、お願いいたします。

上條（萬）委員 ○○○-○から○ですが、これ、1枚の田んぼになっていまして、上に高
圧線が通っていますんで、3筆に分かれています。ここは水稻が作付をさ
れております。

○○○の番地については、水稻の育苗ハウス5棟と、それから農機具のハ
ウスが1棟、車庫用に建たっております。先ほどありましたように、特定
貸付ということで、○○○○○が借りているところでありまして、問
題はないかなと思います。

以上です。

議 長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありました
らお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第75号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙
手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
続きまして、議案番号第76号でございますが、これも寿でございます。
上條萬壽登委員さん、お願いいたします。

上條（萬）委員 ここも3筆に分かれています、1枚の田んぼになっています。先ほどと
同じように、上に高圧線が入っていますんで、3筆に分かれていますという
状況ですが、水稻が作付をされております。特定貸付ということで、先ほ
どの○○○○○に貸し付けてありまして、問題ないかなというふうに思
います。

以上です。

議 長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありました
ら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第76号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
続きまして報告事項に入ります。
事務局から説明をお願いいたします。
大内主査、お願いいたします。

大内主査

お願いします。
それでは、議案9ページからの報告事項です。全て書類等完備しておりますので、事務局長専決事項により処理しましたので、よろしく申し上げます。
9ページ、(1) 現況証明の交付状況の件、1件です。10ページ、(2) 非農地証明の交付状況の件、2件です。11ページ、(3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、4件です。12ページ、(4) 公共事業の施行に伴う届出の件、3件です。13ページ、(5) 認定電気事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出の件、2件です。14ページから15ページ、(6) 農地法第3条の3第1項の規定による届出、17件です。16ページ、(7) 農地法第4条の規定による届出受理の件、6件です。17ページから18ページ、(8) 農地法第5条の規定による届出受理の件、10件です。
以上報告します。よろしく申し上げます。

議長

それでは、ただいまの報告事項について質問等がありましたら、お願いいたします。
はい、どうぞ、青木さん。

青木委員

1件確認ですが、14番の筑摩〇丁目のところに〇〇〇〇-〇〇で、台帳、田んぼで現況も田って書いてあるんですけども、このところの項目ですが、これは向こうからの申請どおりの地目が記載されるということですか、ここは畑を作られていると思いますが。

大内主査

よろしいでしょうか。こちらについては、申請された方の届け出に基づいて確認をしております。

青木委員

そうですか。

大内主査 はい。

青木委員 もし修正ができるようであればお願いします。

大内主査 はい。

議 長 ほかにございましたら。
はい、どうぞ、上條委員。

上條信委員 ちょっと勉強不足で申しわけない。教えてもらいたいが、12ページの島立の松本市長のパークアイランド駐車場拡張工事、この場合には、農地のまんま駐車場にするとどうなるわけ。

大内主査 基本的には地目変更しますが。

上條信委員 地目変更すると。

大内主査 駐車場なので、雑種地になろうかと思えます。

議 長 他にありますか。

[質問、意見なし]

議 長 それでは、ないようでございますので、こちらの報告事項につきましては、事務局説明のとおり了承いただきたいと存じます。

続きまして議案の別冊になるわけですが、農振部会がまだ審議中ですのでしばらくの間休憩をとりたいと思えます。よろしく願いいたします。

(休 憩)

議 長 それでは、議事を再開いたしますのでお願いいたします。

議案書の別冊をごらんください、議案番号第77号でございます。農用地利用集積計画の決定の件について上程いたします。

本件は、農業振興部会に内容審査を委託しておりますので、農地部会ではその審査報告により決定をするものでございます。

それでは、農業振興部会長より内容の報告をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

田中農業振興部会長 ご苦労さまです。河野代理、振興部会審議中ですので、失礼をさせていただきます。

先ほど開催されました農業振興部会において、議案第77号、農用地利用集積計画の決定の件について事前内容審査を行いましたので、報告いた

します。

別冊5ページをごらんください。

一般分については、11筆、2万475平米で、内訳は、貸し付け7人、借り入れが7人でありました。円滑化事業分は、39筆、6万6,584平米で、内訳は、貸し付けが29名、借り入れが24人でありました。経営移譲は、1筆、1,041平米でありました。所有権の移転は、16筆、2万5,516平米でありました。第18条2項6号関係は、1筆、991平米でありました。農地中間管理権の設定は、36筆、3万7,472平米でありました。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく承認すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、農業振興部会長からの内容審査の報告をいただきましたので、この報告に従って集約したいと思います。

議案番号第77号について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

全員賛成ということで、本件は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案番号第78号、農用地利用配分計画案の承認の件について上程いたします。

本件は農業振興部会に内容審査を委託しておりますので、農地部会ではその審査報告により承認をするものでございます。

農業振興部会長より内容審査の報告をお願いいたします。

田中農業振興部会長 7ページをごらんください。

続きまして、同じく農業振興部会において、議案第78号、農用地利用配分計画案の承認の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

農用地利用配分については、36筆、3万7,472平米でありました。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく承認すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、農業振興部会長から内容審査の報告をいただきましたので、その報告に従って集約したいと思います。

議案番号第78号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認いたしました。
ありがとうございました。
それでは、続きましてその他について、事務局から説明を求めます。
阪本技師、お願いいたします。

阪本技師 それでは、その他の事項です。
来月の日程につきまして、ご確認をお願いしたいと思います。
来月の部会につきましては、9月29日金曜日、午後3時から、場所は東
41会議室でございます。
次回の農地転用の現地調査は、9月21日木曜日を予定しております。農
地転用の現地調査の委員さんにつきましては、13番の百瀬道雄委員さん、
15番、上條信太郎委員さんですが、ご予約いかがでしょうか。

上條信太郎委員 ちょっと私、出張があつて。

阪本技師 はい。
次の小沢和子委員さんはいかがですか。

小沢委員 はい。

阪本技師 大丈夫ですか。ありがとうございます。
それでは、百瀬道雄委員さんと小沢和子委員さん、お願いいたします。
以上でございます。

議長 それでは、お二人の委員さん、お願いいたします。
それでは、以上をもちまして本日の議案は全て終了いたしました。
議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

12 議長退任

13 閉 会 赤羽農地部会長代理

農地部会長 _____

議事録署名人 9番 _____

議事録署名人 11番 _____

平成29年8月

農業振興部会議事録

松本市農業委員会

平成29年8月 松本市農業委員会 農業振興部会 議事録

- 1 日 時 平成29年8月31日(木) 午後3時23分から午後5時35分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 26人
- | | | |
|-----|-----|----|
| 1番 | 田中 | 悦郎 |
| 2番 | 萩原 | 良治 |
| 3番 | 三村 | 和弘 |
| 4番 | 荒井 | 和久 |
| 5番 | 伊藤 | 素章 |
| 6番 | 竹島 | 敏博 |
| 7番 | 百瀬 | 芳彦 |
| 8番 | 波場 | 秀樹 |
| 9番 | 窪田 | 英明 |
| 10番 | 前田 | 隆之 |
| 11番 | 丸山 | 寛実 |
| 12番 | 忠地 | 義光 |
| 13番 | 橋本 | 実嗣 |
| 14番 | 百瀬 | 文彦 |
| 15番 | 上内 | 佳朋 |
| 16番 | 細田 | 範良 |
| 17番 | 百瀬 | 秀一 |
| 18番 | 竹内 | 益貴 |
| 19番 | 小林 | 弘也 |
| 20番 | 小松 | 誠一 |
| 22番 | 波多腰 | 哲郎 |
| 23番 | 河野 | 徹 |
| 24番 | 百瀬 | 貞雄 |
| 26番 | 金子 | 文彦 |
| 27番 | 波田野 | 裕男 |
| 28番 | 北川 | 和宏 |
- 4 欠席委員 2人
- | | | |
|-----|----|----|
| 21番 | 三村 | 晴夫 |
| 25番 | 中島 | 孝子 |
- 5 部会長挨拶 田中農業振興部会長
- 6 会議の成立 農業委員会等に関する法律第21条3により成立
- 7 議長就任 松本市農業委員会部会規則第3条により田中農業振興部会長が議長に就任

8 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 26番 金子 文彦 委員
27番 波田野裕男 委員
〔書記〕 青柳主事

9 協議事項

- (1) 農用地利用集積計画の事前内容審査について
- (2) 農用地利用配分計画案の事前内容審査について
- (3) 平成29年度松本市農業施策に関する意見書（素案）について

10 その他

11 出席職員	農業委員会事務局	局長	窪田 京子
	〃	局長補佐	板花 賢治
	〃	主事	青柳 和幸
	農政課	主査	松村 豪治
	〃	主事	古田 和之
	西部農林課	主査	上條 裕之

12 会議の概要

議長

それでは、議事に入ります。

初めに、協議事項1、農用地利用集積計画の事前内容審査についてですが、本件は総会において事前内容審査を付託された議案第77号について審査を行うものです。

それでは、農政課から一括して説明をお願いいたします。

古田主事。

古田（農政課）

農政課担い手担当の古田です。着座にて説明を進めさせていただきます。

それでは、お手元の資料1ページをごらんください。

協議事項1、議案第77号、農用地利用集積計画の事前内容審査でございます。

今回特記事項は特にございませぬ。

ページ、5ページをおめくりください。

合計の欄についてです。

こちら、今回から農地部会での議案の読み上げる順番に合わせまして合計欄の表示について筆数を先にし、面積を後に入れかえましたので、よろしくお願ひします。

では、読み上げをしたいと思ひます。

一般分、筆数11筆、貸付人7名、借入人7名、合計の面積が2万475平米。

円滑化事業分です。合計の筆数が39筆、貸付人29名、借入人24名、

合計の面積は6万6,584平米。

続きまして、経営移譲です。合計の筆数1筆、貸付人も1人、借入人1名、合計の面積が1,041平米です。

所有権の移転です。所有権の移転、筆数が16筆、貸付人5名、借入人6名、合計の面積が2万5,516平米です。

続きまして、解除条件つき、第18条2項6号関係です。合計の筆数1筆、貸付人1名、借入人も1名、合計の面積が991平米です。

続きまして、中間管理権の設定です。合計の筆数が36筆、貸付人11名、借入人1名、合計の面積が3万7,472平米でございます。

全体の合計です。合計の筆数が104筆、貸付人が54名、借入人が40名、合計の面積は15万2,079平米でございます。

全体のうち認定農業者への集積です。合計の筆数が41筆、合計の面積が7万942平米、集積率は80.57%となっております。

協議事項1については以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの当局の説明の中で、地元の委員の方から補足説明等ありましたら、お願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長

ほかの委員の方でこの案件についてご意見、ご質問等ありましたら、お出しをお願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長

それでは、集約したいと思います。

議案第77号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、議案第77号はただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。

続きまして、協議事項2、農用地利用配分計画案の事前内容審査についてですが、本件は総会において事前の内容審査を付託された議案第78号について審査を行うものです。

それでは、農政課から一括して説明をお願いいたします。

古田主事。

古田（農政課）

それでは、引き続き着座にて説明を進めたいと思います。

6 ページをごらんください。

協議事項 2、議案第 78 号、農用地利用配分計画案の事前内容審査、農用地利用配分計画一覧表、農地中間管理権の設定関係でございます。

こちら、合計のみ読み上げたいと思います。

7 ページをごらんください。

合計の面積です。3 万 7, 472 平米、貸付人 1 名、借入人 1 名、こちらは全て島内の〇〇〇が借りるということでなっております。合計の筆数が 36 筆、〇〇〇は認定農業者ですので、集積率は 100%となっております。

協議事項 2 については以上です。

議 長

ありがとうございました。

この案件についてご質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議 長

それでは、集約したいと思います。

議案第 78 号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員多数ですので、議案第 78 号は、ただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。

それでは、協議事項 3 に移ります。

意見書について、委員総会において概略説明あったわけですが、振興部会で具体的な内容について検討したいと思います。

それでは、先ほどの総会においても出されました資料をごらんいただきたいと思いますが、一項目ごとに皆さんからご意見を伺いたいと思います。テーマごとに板花補佐から説明していただいた後、皆さんのご意見をちょうだいするという手順を進めたいと思います。

それでは、板花補佐、1 ページからお願いしたいと思います。

板花局長補佐

改めて意見書の関係のご議論をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

まず、I-1、地域の個性や特徴を大切にする農業振興ということで、農業振興に対する基本姿勢が大項目でありますけれども、その中の地域の個性や特徴を大切にする農業振興ということでございます。

農業振興条例施行後、松本市農政の基本的なスタンスを議論したいということございまして、趣旨としましては、さまざまな角度や視点から松本

市の農業施策を点検して、再構築をしてほしいということで、一歩引いた位置から体系立てて本市の農業施策を見詰め直したい、まず松本市のスタンス、立ち位置を確認したいというご意見をちょうだいしたため、1番目に挙げたものです。

総括的で一般的な内容になりますけれども、地域の個性や特徴を大切にしたい農業振興をお願いしたいということで、要望寄りになります。このような内容で組み立てました。

まずはこれをご議論いただきたいということでございます。

背景には様々な事柄がありまして、それぞれの委員さんのアンケートから多くの意見が出てきています。米政策の転換のことや、規制緩和の流れもありますし、山辺のほうではブドウの生産量減少や、消費者の嗜好が多品種へシフトチェンジしているということで、産地としての対応の検討もあります。また、機能性の関係、地理的鳥獣保護制度の関係、農林部で現在追求しているようなこともありますし、梓川では廃業する酪農家が出始めて、土地利用をどうするかというような懸念も出ています。

それから、個別では、今朝の新聞にも番所きゅうりのことが載っていましたが、安曇や奈川の特産品振興の話もあり、多岐にわたり捉えどころがないのですが、松本市の農業をどうやって体系立てていくのかも焦点になります。

長野市と松本市の中山間地域農業施策の比較をしたところ、事務局でまとめ、対比でお示ししたとおりでございますけれども、中山間地域に特化して力を入れているところが少し薄い気がしたということもありますし、個々の政策は充実しているけれども、体系立てて全体を俯瞰したときに、どうなのかなというようなこともあります。農業振興条例が3月にできたというこのタイミングで、見詰め直すことも必要なのではないかとということで、委員さんの意見も参考に、このような組み立てをしているところでございます。

細かい言い回しなどは、さらに事務局で手直ししていく予定でございますが、考え方として、このような方向でいいのかどうか、お願いしたいと思います。

議 長

内容というよりは、全般的な前書きというか、最初のスタンスみたいな感じですね。松本市農政のスタンスとして、これはいかがなものかというものを、我々は代弁をしていかななくてはいけないということの内容を文言の前段であらわすと、このような形になるのではないかと、具体的には2項目以降に出てくる筋立てだというふうに私自身は理解しているんですが。

では、河野さん。

河野委員

大局的な観点からの意見という形でいいわけですが、松本市農業振興条例の施行ということがありますので、またそれに合わせた形でいいんですが、下半分の農業委員会の意見のところ、2項目の対比というような形で、平地農業と中山間地農業を書いています。それぞれありますけ

れども、たとえば担い手と非担い手の部分。この中で非担い手に女性農業者が入っているのはなぜか分からない。これだけでとえば、言い方として簡単過ぎやしないか。

項目が挙げられているだけで、農業委員会としての中身が分からない。平地農業はどういうふうにするのか、中山間地農業はどうしていったらいいのか、もう少し書き込みがないといけないのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

議 長

ここの答えは難しいところで、基本的には農業振興条例を基礎とした農業に対するスタンスの問題みたいな感じでしょうか。

板花補佐、どうですか、具体的に。

板花局長補佐

最初に、女性農業者が非担い手というのは、短絡的で反省しています。女性農業者でも担い手として活躍している方はおりますので、違う表現をしないといけません。申し訳ございませんでした。

平地農業と中山間地農業を比較してどうなのか、ということですね。国と市の施策を比較して、その対比の中で松本市の農業施策の点検、整理と再構築を進めてほしい。そして、バランスのよい施策の実現、中長期的な姿を見据えた戦略的な農政を、ということで組み立てていますが、もう少し具体的な書き込みをするととなりますと、どのようなものを書けばいいのかということなんですが。たとえば、中山間地農業がどんな状態にあるのか、一つ一つ問題点を書いていかなければならないとか、肉づけするようにどのように改めていくべきでしょうか。お願いします。

河野委員

すみません。確かに対比した形で書いてあるんですが、では国の施策と市の施策として、ただこう書かれて、これに対して回答しろと言われても、何を答えればいいのかと市は感じると思います。国の施策は大いに取り組むだろうし、国の施策で足りない部分は、市が補てんをして農業振興を図っていく形だと思うし、担い手についても、女性措置を講じていくという言い回しの中で、具体的なことは後段のほうに出てきますね。ここは前段の、全体の入り口ですから、たとえば消費拡大、販路開拓と書いてあるだけでなく、特産品をどうしていくということを一言入れておき、具体的には後の項目で掘り下げるといった方がいいかと思いますが、どんなものでしょうか。

議 長

これは意見書の前段で、前回の意見書の中の農業委員と共に松本市農業を考えていこうというくだりで、個別の具体的なテーマとは分離したほうがすっきりするんじゃないかなという感じはしますね。いかがですかね。

板花局長補佐

そうしますと、この部分は市長に対する前書きに全部入れて、農業委員会と市が一体となってこれら諸問題の解決に向けて一緒に考えていきたいと思いますというまとめ方にして、前書きとして作り込むという方法のほうがいい

いのでしょうか。

議 長

そうですね。その形のほうがすっきりするし、今の考えでは良くないので、というようなことが効果的にその前段で出て、担い手などの具体的なテーマに行く。そのほうがいいと思いますけれども、いかがですかね。

では、また足りないことが前段の、ここに書いてある中で出てきましたら、具体的なテーマの中でそれぞれ指摘していただければいいと思いますので、そんな方向の中でお願いします。

次の担い手確保と育成については、具体策でそういうふうに取り組んでいくということで、板花補佐、お願いします。

板花局長補佐

それでは、今の意見を反映しますと、担い手の確保・育成が1番目になりますが、そういう方向で行きたいと思います。

それでは、2ページの関係でお願いしたいと思います。

これは新規就農者の関係と農業後継者の関係ということで2つに分けて、現状、課題を挙げております。

新規参入する1ターン就農者が直ちに農業で安定収入を得ることは難しく、国、県、市等、就農に際してさまざまな補助や支援策を準備しているところですが、また、市内で農地が確保できても、適当な住居を見つけることは困難との声も聞かれ、今井では近隣市村から通いで農業を営んでいる就農者もいると、アンケートにございました。通作距離が長いと新規就農者の負担になり、地域住民との交流の機会も限定されてしまうことがあります。

安心して農業に従事できる環境を整えるため、住む場所の確保も含めて、就農者を総合的に支える体制が必要ではないかということで、農業委員会の意見としては(1)につながってきます。

下の(1)新規就農者が農地の近くに家族構成に応じた適当な住居と農機具置き場や作業場等の必要施設を確保できるよう、さまざまな情報を収集し、提供できる体制の整備及び新規就農者がこれらを取得しやすくするための助成制度の創設というところですが、情報提供と体制の整備は、市の都市交流課、情報の集まってくるJA、県の楽園信州空き家バンクや移住ポータルサイトといったところと連携して、さまざまな情報を収集したらどうか、それと共に、新規就農者の相談に乗れる体制を農政課で整えてほしいというのが具体的などころになります。

それから、住居、農機具置き場、作業場等の必要施設を取得しやすい助成制度というところは、空き家の管理者が家財道具を搬出したり、処分したり、家の中を掃除する時の必要経費の補助や、家屋の改修、住宅の新築、購入に対する補助など、いろいろと助成制度というのは考えられるというのがその心ということでございます。

それから、農業後継者関係では、農業現場では従事者の高齢化、担い手の不足が進行しており、中山間地域は耕作条件が悪く、新たな担い手が育ちにくい。集落営農を立ち上げる等、地域の支え合いで農地や農村景観を維持しているのが現状です。

また、就農のきっかけは定年退職等を機に、というのが一番多い。本格的に実家の農業を継ぐ農家子弟が多いようです。

それから、「農家子弟の中には」と書いた箇所ですが、「農家子弟」のところに装飾語として「若い」を入れたほうがいいのかと思っています。「若い農家子弟の中には、いつかは農業を継ぎたいと考えていても、不透明さを増す農業情勢等から踏み切れない人もいる。本市の農地を守り、農村景観を保全していくためには、営農組織等への支援に加え、Iターン等新規就農者と農業後継者の確保・育成を一体的に推進することが必要」というふうに書きました。

そして、それが2、3、4とつながっていくんですが、(2)のところの農家子弟ですね。若い農家子弟の就農を奨励したり、就農準備を進めるための支援制度の創設というところで、農政課から若い農業の担い手支援事業というものを実施計画に上げています。農業委員会としても、これを全面的に支えていきたいという考えがあります。

それから、(3)については、定年帰農者を積極的に活用していきたいということで、農業機械の初期投資や農業技術習得への支援の拡充ということで作りました。ただ、(3)、(4)も含めてですが、実現性等を考え、成案に向けて絞り込んでいくにあたり、外すことが妥当ではないかと思っています。そのことについて、この場で議論していただければと思います。また、既存事業で定年帰農者が現在活用できる事業として、新規就農者支援事業というのがあります。この事業は定年帰農者であっても、就農後3年以内であれば対象になります。農業機械や施設の取得を支援するもので、補助率は2分の1、上限50万円です。この事業の予算は150万円で、上限額を使ったとすると、3人分しかないということになります。この予算の拡大を要望する必要があるのであれば、支援の拡充ということにはなりません。さらに、定年帰農者でも認定農業者を取れば、未来を担う農業経営者支援事業の対象になります。

それから、県の事業で、農業で豊かなライフスタイル応援資金というものがあり、低利、または無利子で融資が受けられる事業になります。貸付限度額250万円、償還期間7年以内、据え置き2年というものでございますが、県にもそうした事業があります。そこら辺も含めて上げるべきだということであれば、意見書に上げていきます。

あと、農業技術習得への支援拡充が後段ありますが、今、農業技術習得への支援策としては、既存事業に熟年農業大学があります。ハイランド農協の管内になりますけれども、平成13年度から実施していて、市は事業費の2分の1を出しています。研修期間は10カ月、月に数回の講義と栽培実習により、栽培技術を習得するということでございます。受講者数は26年度が28人、27年度が27人、28年度が18人で、毎年10人から30人弱ぐらい受講しています。

帰農者支援は、人に対する補助ではなく、荒廃農地の解消や耕作条件の改善など間接的に定年帰農者を支える方向で、総合的に考えれば、直接的な支援策でここに挙げなくてもいいと思っております。

(4) につきましては、こういった形で中山間地域への交付金や多面的機能交付金の上手な活用方法の提案も含めて、中山間地域の農業者が組織して、農地を守る活動に対する支援の強化について書いてみました。支援の強化といっても何を求めていくのか、具体的にどうするのか、ということがあり、考え方としては交付金の上手な活用方法という方向性、集落営農組織の推進、また、地区によっては集落営農組織の立ち上げができていないため、設立の支援という方向性も考えられます。それから、集落営農という枠ではなく、地区がまとまって組織化して農地を守るという活動に対して何らかの支援が必要、ということもあります。それぞれの地区によって進捗に差がありますから、個々に地区の方が農政課に相談しに行くというのも1つの方法で、まとめて意見書の中に書くことが難しいと判断したところでございます。絞り込む中では、(1)と(2)は絶対と思っておりますが、(3)、(4)については、農業委員会の意見書として上げることが難しいと思いますので、今回は(1)、(2)、に絞り込んでいくといいのでは、と考えておりますが、ご議論いただきたいと存じます。

議 長

説明にありましたように、(1)、(2)は残すが、(3)、(4)はどうするか。

これに対する何か意見を。

波田野さん。

波田野委員

1と3にあるけれども、まずは3のほうから。定年帰農者の中には、農業従事者になりたいという人もいます。経営はしなくても、農業したい。従業員みたいな形になりたい。営農組合であっても、設立時70代であれば、10年たてば80代になり、オペレーターができなくなる。とはいっても、新しいオペレーターとして若い人をとれば、今度は給料をずっと払わないといけない。それは大変なので、60代の定年退職者が技術をつけて20年くらいやってもらったほうが、若い人を採用するより、営農組合の経営としては成り立つ。なので、経営だけではなくて、農業従事者にも、例えば大型特殊免許をとる時の支援とか、農業技術を公共的な支援をして伝えていくとか、ノウハウをつけさせることをやれば、営農組合でもいいし、個人で従業員雇いたい農家にも定年帰農者を充てることのできる。定年帰農者なら年金を掛けずに済み、それだけでも金銭面で違うので、そういう支援があってもいいと思います。

それから1のほうでは、白地は宅地に転用できるけれども、青地で形の悪い、借り手のない農地は、困っている人がいるんですね。そういう農地の情報を挙げてもらってリストにして、新規就農者の住宅地とか、納屋とか、こうしたものに隣接した農地を借りることができればいいと思います。そういうことができれば、借り手がなくて地主も困っている農地を、情報提供してもいいという話が出てくるかもしれないし、情報を出すことで借り手を見つけることができるかもしれないので。

議長 それは悩みで、我々もそこを勉強しないといけないと思うが、具体的には難しいことですよ。

それと、さつき帰農したり、農業従事したいって、確かにそういう人はいると思うけれども、それを広報したり、相談したり、そういう窓口がない。支援はそういうところに必要だと思うんですよ。例えば、市役所の3つある垂れ幕の1つに、帰農者とか、農業に従事したいときは農業委員会へというようなものを出すとか、テレビで宣伝を打つとか、やはり農政課も農林部もあそこで座って「いろいろありますよ」じゃなくて、こういう農というものは何でも来いというような、そういうことが(3)、(4)の究極的なところへたどり着くんじゃないかなと思います。3、4はそういったことを統括して書いてもらえば、ここはもう項目としてまとまってくるという気がします。いかがですかね。

百瀬(秀)委員 新規就農者として若い担い手がいっぱいあればいいけれども、なかなか出ない。だから、当面松本市としては、定年退職とか、そういう人たちをうまく農業に従事させるような体制を地道にとっていただいたほうが、いいと感じます。我々の周りにも、どこへ相談したらいいか、というような人がいますから、農政課や西部農林課も含めて相談などをやってもらって、新規就農者とか若い担い手は、国でどんどんやってもらえばいいのではないかとこのように思いますけれどもね。

議長 どうですかね。そういうくくり方の中で、3、4を切り離すのではなくて、今までの農業に関係はなかったが、農業に携わりたい人はいるので、そういう人に対して、こうしたところで相談できることを広めて、知ってもらって、支援などをしていくような方向というのは。それでまとめてもらって、担い手の項目にしてもらうという感じのまとめ方はできますかね。

板花局長補佐 端的に言えば、相談体制を整えて、窓口などで丁寧に相談に乗ってほしいということでしょうかね。

波田野委員 例えば10人くらい従業員になりたいという人がいたとして、まとめてトラクターの免許を取ったり、技術を習得するようなアドバイスをしてやればすぐ従業員になれます。ただ、会社のものがお金を出してまで教習所へ行って、ということはなかなかできないので、アドバイスや講習を農協とタイアップしてやってもらうとか、そういうこともアイデアで出してもらいたいと思います。

議長 よろしいですかね。ここでは3、4の形をまとめて、重大な(1)の問題は、日を改めて議論します。

では、Ⅱの関係ですが、農地部会への報告にこれから行きますので、河野代理に議長をお願いします。

河野部会長代理 今、2ページの3、4の関係についてご意見いただきました。削ってもいいのでは、というようなお話もありましたが、捨てがたい問題なのでもう少し書き込みをし、活用していただけたほうがいいと思います。また、(4)の多面的機能支払交付金事業ですが、これは、組織化すれば非常に有利な事業になります。長野県内は先日の説明会にもありましたが、組織化率が非常に低い。松本市の中でも組織の差があって、本当は組織の大規模化、広域化を図って、松本市全体が交付金を利用できるようにすれば一番いいのですが、その辺のところを両方考えて、まとめていただきたいと思います。

それから、地区名がありますが、これは意見書に記載したままにするのでしょうか。この意見がここから出ていたからという意味なのか、この地区はこれをつくってほしいという意味にもとれるのですが。

青柳主事 今回のこの意見書で、時折地区名が書いてありますけれども、これまでの意見書でどの意見がどの地区から出ていたかが全くわからないということもあって、載せたものになります。松本市の場合、広域で多様な農地、農業の状態がありますので、どこにどんな課題があるのかを出すことで地区の特性も示すことを狙った表示です。ですが、先ほどお話の合ったように、この地区でこれを実施するという勘違いがあってもいけないので、載せる必要がないということであれば、消すことも可能かと思いますが、いかがでしょうか。

河野部会長代理 どうですかね。必要ないですよ。たまたま意見が出なかったけれども、うちのほうもそう思っているという地区だって当然あるわけですし、農業委員会としてだすものですので、地区表示は要らないという形でよろしいですね。

それでは、2番の関係ですが、まだほかにご意見ございますでしょうか。

[質問、意見なし]

河野部会長代理 よろしいですかね。

では、3ページへ移りたいと思います。

担い手確保・育成で、労働力の確保ということです。ここではいわゆる農繁期の人手不足について挙げてあるわけですが、市の関係の事業、アグリサポート、デイリーサポート事業というようなことを現状として挙げて、下段に農業委員会の意見として、今まであまり議論をしてなかったワーキングホリデーという援農制度を載せていただいておりますが、ワーキングホリデーについて、説明をしていただけますか。

窪田局長 私から説明いたします。

それでは、お手元にワーキングホリデーなどの資料をとじたものがあると思いますので、ごらんください。

ワーキングホリデーは農業に関心がある方や農業に取り組んでみたい方と、農繁期の手助けを必要としている農家を結びつけるという、援農制度ということ。ここにありますように、飯田ではこういったワーキングホリデーというものが進んでいるとのこと。イラストの右にありますが、次の方を対象としています。農業や農村に関心のある方、農業に取り組んでみたい方、また飯田市での暮らしを体感してみたい方ということで、その下にありますように、主に果樹栽培などで農繁期の人手を必要としている農家に来てもらっているということ。数日間、農家と寝食をともにして、農作業のお手伝いをしてもらうのですけれども、無償ボランティアでやってもらいます。お金は発生しませんが、食事と宿泊を農家が提供する、ここが特徴になります。

1 ページおめぐりいただきまして、実績ですね。2 ページの下にありますように、期間は春と秋と通年とでやっているようで、参加者がかなり多いです。春は72名の方を22戸の農家が受け入れ、秋は87名、30戸が受け入れ、通年としては241名の方がどこかで来ていただいて、116戸の農家が受け入れてもらっている。合計で1年間に400人の方がお手伝いに来てくれています。28年度実績はその下にあります。右のほう、3 ページですが、過去の参加者ということで、平成10年度に始まったときには、年間で32名だったものが増えていきまして、大体300人から400人、多いときは560名の参加となっております。おそらく来ていただいている方は、リピーターが多いのではないかと思います。1度来て気に入って、また来ようという形になって、第二のふるさととか、少し遠い親戚とか、そういうイメージで来られる方が多いのではないかと思います。それから、3 ページの下にある横長の表ですが、実際にワーキングホリデーに参加された方のうち、新規就農した方が何人かというもので、1年間に1人から3人ぐらひは結びついているという結果が出ております。ここまでが飯田ですね。

次は飯綱町になります。

5 ページの右上にワーキングホリデーの流れが掲載されていますが、4日間で1セットとなっており、1日目と最後の日は観光に、2日目と3日目は農作業のお手伝いをしてもらうようになっております。泊まるのは1日目、2日目、3日目となっていますが、5 ページの下の半分にある特徴を見ていただきますと、飯綱町のワーキングホリデーの宿泊は、農家のおうちではなく、ログハウスまたはペンションになります。昼間は農家とじっくりつき合い、夜は宿泊先でゆったりと過ごしてもらうということだそうです。ログハウスは1人1,000円で泊まれます。食事はつかないので自炊となりますが、自炊の道具はあります。また、布団とシャワーがあります。ペンションの場合は1泊2日で4,500円です。宿泊費は自分で出し、昼間は観光も入れながら、2日目、3日目は農作業ということだそうです。

ですので、飯田と飯綱町は少し違って、飯綱の場合は、観光と農業を楽しみながら作業をやってもらって、夜は農家のおうちではなく、宿泊先でゆ

っくり休むという形で、飯田のほうは、何十人、何百人という規模なんですけれども、飯綱町は、規模が小さくて、数人単位でやっていると同っております。

ワーキングホリデーの説明は以上です。板花補佐が戻りましたら、補足をしてもらおうと思います。

河野部会長代理 ありがとうございました。

労働力の確保のところで、この資料では、今のワーキングホリデーの部分が農業委員会の意見として載っていますが、今までアグリサポートとか、いわゆるデイリーサポートとか、そういったことを議論したわけですが、新たにワーキングホリデーのお話が農業委員会の提案事項として出てきているということでございます。

これまでの経過では、今井からワーキングホリデーのお話も出ていますが、それ以外にも、リンゴの摘果とか、ブドウとか、一本ねぎの植えかえとか、いろいろな意見は出ておりますので、そちらも含めて検討が必要かと思えます。それでは、田中部会長が戻りましたので、議長をお願いしたいと思います。

議 長 ありがとうございました。

では、改めて私が議長を務めます、よろしく申し上げます。今、ワーキングホリデーの概略の説明があったと思いますが、皆さん、どうでしょうか。目新しいような感じがして具体的に頭の中へ浮かぶもので、いろいろとハードルはあると思いますが、この項目ではこういう提案していこうという内容になります。

では、小林さん。

小林委員 私のおいがブルーベリーの栽培をやっているのですが、主に女性になりますが、インターネットで毎年ひと月くらいブルーベリーの摘み取りの募集をやっているんです。ことしはニュージーランドへ農業のワーキングホリデーに行くという女の子と、それからブラジル出身のイギリスへ留学している女の子と2人が来ています。農家の家に寝泊りしてやっていますが、インターネットを使える人は、いい内容のものなら、それで募集すれば来ます。そういう形で地域に人が来るのは非常に貴重ではないかなと思っていますね。

議 長 今、小林委員おっしゃったように、無理に何か農作業を行うのではなくて、雰囲気だけでも味わってもらえば、何らかの宣伝になったり、発信ができると思えます。板花補佐主体でこういう形にまとめましたけれども、よろしいですかね。こういう形で行くということをお願いします。

それでは、4ページへ行きます。板花補佐、お願いします。

板花局長補佐 悪条件農地対策ということで1つ設けてあります。

基盤整備されていないため、借り手を探すのが困難だという意見が方々から上がっており、もっと条件のいい農地になれば、担い手も見つかるかもしれない、ということになります。

土地改良法の一部を改正する法律が5月26日に公布されまして、公布後6カ月以内に施行するとのこと。今後、政令、省令が出てきて、施行されることになるかと思しますので、順調に行けば、10月から11月頃に施行となってくるかと思えます。

中身については、本日お配りした資料の6ページ、7ページが耕作条件改善事業で、こちらについては、農業委員会の中でも何回かお話をしました、小規模な圃場整備ができる国の事業です。ただ、事業費200万円以上で、受益者数が2者以上、中間管理機構との連携の中での事業ということで、市内でも取り組んでいるところがあります。8ページは土地改良法の一部を改正する法律が29年中に施行されるというパンフレットで、こちらを見ると、農地中間管理機構が借り入れる農地について、農業者からの申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備ができるようになります。11ページ以降は国のホームページから見たものですが、12ページを見ますと、現行制度と改正後の制度に分かれています。現行制度は農業者の申請により実施、農業者の同意あり、農業者の費用負担ありというものですが、改正後は、都道府県の判断により実施、農業者の同意なし、農業者の費用負担なしということになります。

そこに農地中間管理事業法というのが絡んでいて、農業者の同意なしといっても、一番下にアンダーラインが引っ張ってありますが、所有者等に本事業が行われ得ることの説明は実施するということになります。ですので、同意は取らなくていいけれども、事前に事業の説明はその土地所有者に対してすることになります。細かく見ていくと、要件などが出てくると思います。当然ミニ圃場整備ですから、区画の仕切り直しのようなものもあるでしょうし、10年後にどうなるのかなど、将来的な問題は出てくるかとは思いますが、うまくいけば費用負担なしでこの事業に乗れるということになっていて、地区の中で事業を利用できる可能性のある農地の取りまとめや、この事業も含めたさまざまな情報を積極的に流して、少しでも農地が活用できる方向に進めてほしい意図でつくりました。

それから、(2)のところで、国の耕作条件改善事業が利用できない白地農地を対象に、受益者負担を限りなく抑えて小規模な基盤整備を行う市単事業の創設とあります。こちらは面積がまとまらない、白地農地、中間管理事業で地主の理解が得られないなど、国事業に乗れないさまざまなケースを想定してつくったものになります。

ここで、本日配った資料の16ページ、17ページをご覧ください。

実は、松本市土地改良事業補助金交付要綱というものがありまして、その中に市単事業があります。17ページのところに二重丸をつけてありますけれども、小規模土地基盤整備事業というものがあって、区画整理、暗渠排水、客土、土層改良に要する経費の10分の6以内で、市長が認めた事業とあります。これに値する既存事業はありますが、要綱があるだけで、

予算化されていないので、現時点では利用できません。ただ、予算化されれば、このような事業も活用できるということもありますので、市単事業の創設というか、既存事業の拡充ということも含めて、書いていきたいと思っています。

参考までに、二重丸をした箇所の下に荒廃樹園地整備事業というものがあります。それも次の項目に出てくる放置樹園地の廃園化対策につながります。荒廃化した樹園地が病気のもとになっていて、近隣の果樹園に病気が蔓延し、担い手である若い農家のやる気をそいでいるということが複数の地区で発生しているそうです。木を切る費用などに何か補助がないかということで、立木の伐採に対する支援事業創設という提案をつくりましたけれども、こうした既存事業があり、市長が認めた事業で、市長が認めた団体を対象に10分の6以内で、伐根や整地、トレリスの除却や支柱の引き抜きといった廃材処理など、樹園地から更地の農地に戻すために必要な経費を想定した事業となっています。

ただし、市の荒廃地解消事業が10アール3万5,000円、国の荒廃地解消事業は10アール5万円で、合わせれば10万円くらいと効率がいいので、荒廃樹園地整備事業は活用されなくなったそうです。放置樹園地の解消対策についてはそうした実情も踏まえて検討したいと考えています。

悪条件農地対策と放置樹園地は1つにまとめてもいいかと思っていますけれども、市単事業の創設だけでなく、既存事業の有効活用、拡充も含めてまとめたいと思っています。

議長

お疲れさまでした。

協議会の会長の挨拶でもありました、中間管理機構との兼ね合いの中でどうしてもやっていかなければならない事業の中で、耕地林務課への意見となるのかどうか。4ページの内容で何かございますか。

では、小林さん。

小林委員

今の補佐の説明の中で、3万5,000円と5万円、荒廃地対策で出ると言いましたが、去年から県で何千万円という規模になっていて、ほとんど予算化はされません。農政課の担当者が非常に苦労しているところです。そのために、今、荒廃地対策で頼るのは、機構絡みの補助金しかないわけです。この補助金は機構事業を利用している農地が5%のところか、何年後に5%以上、1割になるところはいいけれども、今は1%から2%しか入っていない。また補助金の率も2分の1プラス幾らという上乘せをして、機構事業に対しては出すようです。

土地改良のことを今、言っていますが、土地改良区も今、補助金が少なくなって、多面的機能のお金を有効利用して使っていくしかしようがない状態になっています。徐々に機構関連の事業に切りかえているものですから、荒廃地に対する予算は本当に少ない、とれないということが現状ではないかと思えますし、農業委員会から何か提案をしたほうがいいような気がしますね。

河野委員 よろしいですか。

議長 はい。

河野委員 先ほど17ページの資料で、小規模の土地区画整理事業とか、あるいは樹園地の事業にしても市の単独ですから、国庫補助、県費補助等がなければ、なかなか予算化されないのが現状だと思います。その辺のところは、農業委員会からもプッシュをしていかないと市の単独事業で予算はつかないだろうと思います。

議長 そうすると、項目で取りあげても成果は見られない。ただし、言っていないといけないということになりそうですね。

何かありますか。

はい、波田野さん。

波田野委員 お年寄りの方は田んぼの所有権や面積とかに敏感で、そうした部分がどうなるか、分かるようにしてもらえないかというような話もあります。例えば、圃場整備をして大きな1枚の農地にした場合、所有権の面積はどうなるかとか、登記はどうなるかとか、そういう説明をどこかでしてもらえれば、地域にも勧めやすくなるのですが。

議長 その辺の情報提供等は、各ポジションでしっかりやってもらうことになるかと思います。

前段でも出た内容と重複しますが、農政課、耕地林務課に現場で困っているから、しっかり情報を伝えてほしい、というようなことです。

河野委員 参考になるか分かりませんが、28年度に事業実施があった際には、私が立ち会ってくださいというお話もありました。あぜを取るということに対して、現状はこうですということを確認して、必要があればそこへくい打ちをする。あと、覚書をつくって、内容に何年たったらもとに戻しますと記載する。長期間継続する分にはいいのですが、もとに戻せるように覚書を取り交わして、それを農業委員が間へ入って行いました。

実際に法務局の登記を動かすことはありませんでした。以上です。

議長 じゃ、萩原さん。

萩原委員 先日、農地パトロールで遊休荒廃農地を見て回りましたが、A判定の農地は、整備すれば大規模でやっている農家が借りられるような農地がほとんどなんです。本当にもったいないと思っていますけれども、土地所有者はもうやる気がなくそのままほうっておくので、いつまでたってもリストから消えないというのが現状なんです。

先ほど、国がこういう事業を打ち出したというお話がありました。250万円以上ということになると、それも大規模になってしまうという印象です。もう少し小規模なもので、進入路をつくるとか、伐根、整地すれば、幾らでも農地活用できる平坦農地がありますから、これはぜひ、一押ししてもらいたいと思います。それから、予算化がない事業で要綱の改正がないまま残っているというのは、いつかまた事業が必要になるだろうということを想定の上で、恐らく改正、廃止をしていないということではないかと思えます。ですから、今の時代になって必要が出てくれば、その事業はまた予算化していただきたい。それと、市の補助率も10分の6ということになると、自己負担がかなり多くなります。国の事業ですら自己負担なし、農家負担なしでできるような部分なので、小規模なものは、国ができなかつたら市がやるというようなことを頑張ってもらえば、遊休荒廃農地もいい農地に復活できると思います。以上です。

議 長

それでは皆様のご意見を伺うと、農地の活用については実情と内容、具体的な活用について訴えていく。それで5ページは、樹園地に特化して、この二項目で行くということでしょうか。

活用に関する制度については、予算もついていて、制度はあるし、先ほど萩原委員もおっしゃったように、補助率10分の6は、いかがなものか。昨今の情勢を考えると、10分の10が望ましいということと、そこへ中間管理事業も入っていくし、それをまとめて、1つで訴えていくといったところでしょうか。

それと、5ページは、農地利用の関係で、樹園地の問題ですね。補佐、先ほど言ってもらいましたが、リンゴもそうですし、桃やブドウでもそうですけれども、遊休荒廃地になると荒れたままになり、病虫害は増えてしまうし、棚がそのまま残っているので撤去しないと農地に復元することもできない。そうした果樹園があるとそこから病害が広がって、産地を壊す一因となってしまいます。そこで、先ほどの市の制度等を掘り起こして、もし廃園にする申告があったときには、それを利用して農地を整備し、樹園地の遊休荒廃地を解消することをやっていくという提案となる。そういう考え方でよろしいですかね。

板花局長補佐

5ページの部分は、説明を先ほどしましたけれども、荒廃樹園地整備事業という市単事業があるという中で、やはりこういうものを活用していくという話になりますが、ただ木を切るだけでなく、あくまでも樹園地を農地として活用していくのが前提になるそうです。ただ、傾斜地の果樹園などは、伐根して一般農地として使うという場合、どういう利用価値があるのかということが課題になってきます。農地から外すことを前提に伐根することにこの事業は使えませんので、一般農地に戻して何か作付するか、最低でも農地としていつでも使える状態に戻してそれを保全管理していただく必要があります。

単に果樹を切るだけで終わってはいけないので、一般農地に戻すという

ところまでの中で、こういった事業を活用する、必要なら補助率をもう少し上げるといふ方向で意見書を上げていくことでよろしいかどうか、ご議論をお願いしたいと思ひます。

議 長

今回の箇所は、産地を守るための廃園というところと、別に廃園するのを奨励するわけではなく、優良産地を守るためにこの一手は打つべきだといふ、危機感に基づいたものだといふ理解でよろしいかと思ひます。

では、そういうことで、繰り返しませんけれども、ここも2つにまとめて、前段の部分と後段は樹園地対策で行くといふことです。前文のところ削った内容もありますけれども、他に何かこういうことも必要といふご意見がありましたら、またお出し願ひたいと思ひます。

では先に進めさせていただきます。最後ですが、6ページの鳥獣害の関係について、板花補佐、願ひします。

板花局長補佐

鳥獣害についてですが、まず、市の対策の現状を理解していただくから議論を進めていただきたいと思ひますので、本日配布した資料をご覧ください。市の鳥獣害防止施策の現状といふことで、耕地林務課に確認し、つくってみました。

簡単に説明していきますけれども、捕獲計画、捕獲目標といふことですが、過去の被害状況を参考に、鳥獣害の被害防止協議会で目標を決定していきます。計画や目標の値は、地区の猟友会の支部や捕獲隊と調整して積み上げた数字とのことです。

それから、計画を超える捕獲に対しての地区間の調整は可能で、決められた枠の中でやりなさい、といふことではないそうです。ただ、あらかじめ耕地林務課と相談をしてほしいとのことです。

2番の個体数調整は、市と21支部ある猟友会とがそれぞれ委託契約を結んでいます。また、集落等捕獲隊は4支部ありますが、そのうちの3支部と市が直接委託契約を締結しています。また、契約を締結していない残りの捕獲隊も、契約締結自体は可能であるとのことです。また、委託料の流れは、捕獲等が確認されたら委託契約を結んでいるところに直接行くこととなります。金額は鳥獣の種類によって定められており、見直しで金額を変更しているものもあるそうです。それから、カラスの捕獲おりにものを管理委託しています。駆除実績は記載のとおりですけれども、シカ、イノシシ、猿は、計画の駆除数に届かないものの、それなりに駆除しています。また、鳥のほうは、計画に対して捕獲の実効性が低めであることがわかるかと思ひます。

それから、2ページになりますが、猟友会と捕獲隊の関係について、それぞれ(1)、(2)のとおりでございます。集落等捕獲隊の組織化については、見回り活動で、市が保険加入を支援できるところがメリットになるそうです。組織化が進まない理由はいろいろあるようですが、中山間地域に限ったことではなく、どこの地区でも捕獲隊をつくろうと思えばつくれるといふ話でありました。あと、(3)は猟友会や捕獲隊等への補助の関

係で、主に保険費用等の補助になります。

4番目、広域捕獲支援事業というものがあり、自治体が任命して、猟友会21支部合同で一斉捕獲を美ヶ原でやっているそうです。

5番目は狩猟免許に対する支援ということで、3万円を限度に免許取得の支援をしている。それから、テキスト代も補助をしているということでございました。2カ年の状況ということで、狩猟免許取得者の状況と、その中で新規の狩猟者の状況を挙げてあります。

また、捕獲おり等の購入ということで、クマのおりとか、くくりわなとか、そういったものを要望があった支部に配付をしています。

また、3ページの7番目、埋却に対する支援が5万円あるとのことでした。

それから、8番目、小型獣のわな猟ということで、自分の農地であれば免許がなくても、市の許可を得てわなの設置ができます。自己防衛策としてわなの設置もできるということで、ハクビシンなどの小型獣に対して、農家自身でも何とかできるというわけでありまして、市に貸し出し用の箱わなもあるそうです。1カ月程度の貸し出しで、28年度は20件ほど申請があったそうです。

猿対策が9番目で、こちらは梓川や西部地区の関係ですけれども、GPSで首輪センサーとか固定のセンサーを設置して、どこに猿が出没するか監視する、緩衝帯、さくの両側20メートル程度の木を伐採するなど、いろいろな方法が考えられますけれども、地元の考えや組織化等が必要で、地主の了解をはじめ、様々な問題もあるということでございます。

また、10番目、防護さくの保守点検ですが、28年度で事業は終わっていますが、経年劣化に伴う修繕費等を見込んで予算の計上をしています。また、雨氷被害の関係で、実績として2.8キロ分で700万円ほどの補助を後から行ったとのことでした。倒木の撤去費用の一部、修繕資材の配付といったものは見込んでいますが、今後予想される松くい虫被害木の除去や、損壊未然防止費用までは含めていないそうです。

あと、広域防護さく設置についてですが、基本的な考え方として、計画がまとまった地区に市は資材を提供してきました。一部未設置区間の対応として、事業は28年度で一たん区切りはつけましたが、国の補助事業はまだ残っていますので、地区の準備が整えば改めて予算を計上することは可能ではないかとのことでした。ですので、該当する地区は地元意見を集約してほしいとのことでした。

以上を前提に、本冊の6ページ、7ページをご覧ください。

農業委員会の意見で、捕獲対策の強化、ア、イ、ウ、エということで挙げております。アは単価の増額、イは集落等捕獲隊の未設置地区への設置に向けた働きかけ、ウは小型獣対策で、防衛手段として自分の農地であれば、小型の箱わなを仕掛けることができることの周知、エはカラス等有害鳥類と野ネズミの効果的な駆除対策の研究と周知となります。委託単価については単価を上げた場合、実効性のある捕獲が進むのかどうか争点で、捕獲が進むのであれば、単価を上げることも要望していこうと思います。ただ、ことしに入り単価を上げたということですので、実効性があまり期待

できない場合はそこまで強く要望することはできないと考えております。イのところは、松枯れ等で予想される広域防護さくの破損に備え、地区で発生する修繕・復旧のための費用や未然防止のための支障木の除去費用に対する十分な予算確保ということで、今後起きる可能性のある事案やそれを未然に防ぐことを掲げております。それから、ウのところ、防鳥ネットやそれに準じた効果的な鳥害防止対策の研究、普及のための補助制度の創設。エでは、猿について、センサー等の導入による効果的な被害防止対策の研究を挙げています。

ひとまず、ア、イ、ウ、エ、のそれぞれについてもう一回検討していただければと思います。

また、(2)の防護対策の強化は一部の地区で強い要望がありましたので、設置に向けた助言と支援という形でつくりました。

それから、(3)の生息環境対策として、信州スカイパークへ公園内樹木の整理に向けた働きかけというのを入れています。

要望内容は多岐にわたりますけれども、今回の意見書はここがメインになってくると思いますので、もう一度、吟味をお願いします。

議 長

有害鳥駆除対策、意見として3項目に分けてもらっていますが、捕獲対策には何が一番いいのか。単価を上げることは大して役に立たないのか。

前田委員

お金はそんなに要らないのか、という話ですけれども、捕獲隊もわなをかけて、当番を決めて毎日見回っているわけです。わなも1人でかけるのは結構大変で、動物の中にはわなだと気づいて逃げたりするんですね。3日ほど前にとったクマは、指が全部なかったです。1回わなにかかって、指を自分で引きちぎって逃げて、それを2日で治した。そういうこともありますし、見回るだけなら30分くらいですけれども、2日か3日に一度、必ずどこかのわなが外れています。それを一人で引っ張って仕掛け直さないといけないので、簡単な仕事ではないです。

それから、わなにかかったカモシカなんかを放す時は暴れて非常に危険なので、4、5人で対応しますし、そういうカモシカは人間がわなを仕掛けしていることを知って、山で人に会った時に襲うこともあります。

いろいろなことを4月から11月までやっていますけれども、そういうのを自分たちで回していくのは非常に大変なことです。この捕獲隊の制度というのは、それを維持していくには、しっかりした補助をしていただくことが大事で、例えばイノシシとかクマがかかっているときには、猟友会にお願いしないとけないし、危険も伴います。簡単にできることではないので、それに見合うことを市にいただければありがたいです。

あと、私の個人的な意見ですが、捕獲隊が何でこんなに少ないのか。ほとんどふえていないのではないのか。捕獲隊の数をふやしていくには、みんなで参加して、大勢の人で見張って、地域を守っていく立場で考えないとけない。猟友会だけでなく捕獲隊も数がふえていくかどうかというのが問題で、本気でやっているところを市としても補助して、育てていく、そう

いうはっきりした立場を持ってもらいたい。つくれば援助する、その程度では困ります。

議 長

農業委員会としては農作物を有害鳥獣からしっかり守っていくにはどうしたらいいか、そういう視点で、その有害鳥獣対策をするよう要望していく。対策のために必要な、猟友会や捕獲隊への補助もきちんとしていくということでしょうか。

萩原委員

市が責任を持って事業を委託するということになると、その委託業務を100%完了してもらわないといけないと思うんですね。

ですから、先ほど資料の1ページに、駆除計画が書かれていますけれども、有害鳥獣の駆除対策委員会で立てたものになります。実績がこれだけ少ないということは、委託業務を完遂してないといえますか、そういうとらえ方になってくると思うんですね。ですから、もう少し市が主体的になって駆除をしていくんだっていう、そういう気持ちを持ってもらいたいと私も思います。

議 長

多分、スタンスの問題が主で、付随して具体的に何かというのは当然出てきますので、そういうふうにとまとめられますかね。

小林委員

いいですか。今、萩原さんの言われた計画に対する実績がどうか、という話ですけど、実はシカが北上して麻績の方へ移動してしまったんです。それから、中山、入山辺、本郷は防護さくを設置しているのでシカが出なくなりました。最近はまだふえてきていますが、もとの数が少ないととれないので、計画どおりにいかない状態なんです。

議 長

ありがとうございます。実情はそういうことですね。

まとめると、市はどういう立場になって、どういう対応をとっているか。当初の意見書の中にも出ているけれども、市に農作物被害を食い止める有害鳥獣対策を打ってほしい、具体的にはそれぞれ提案するという内容で行きます。

それから、防護柵についてはいかがですか。

竹内委員

防護さくですが、28年度で事業が打ち切りだということは周知されました。その後の未設置地区の対応ですが、どうしても地元で意見の集約ができないというのがネックになっていて、これを市で解決できるような方向に持って行っていただきたいというのが本音です。未設置地区の影響で、設置した地域の効果も余り見えてこないということがありますので、全地区で設置するようにお願いしたい、ということです。

議 長

防護さくは、地域を啓蒙してほしい、ということですね。

それと、スカイパークはこういう書き方でよろしいですか。

北川委員 スカイパーク周辺は果樹の被害が多発していて、生産者の負担で地元の猟友会に駆除をお願いしていますが、目に見えた効果は得られていません。公園内樹木の管理に向けた働きかけをお願いします。

議長 よろしいですかね。
では、最後、販売促進を板花補佐、お願いします。

板花局長補佐 最後のページの販売促進につきましては、先ほども話したとおり、先日開催したシンポジウムの内容をまとめ、つくりました。

6次産業化支援事業は市でも措置されていますけれども、28年度はほとんど活用されなかったということもあって、農林部でも自主申請を待つだけでなく、積極的なコーディネートと仕掛けづくりを行い、ことしは実績額を上げております。また、食の総合カタログということで、レシピもつけた総合カタログのようなものを提案していますが、農林部では毎年カレンダーを作成、配布していて、このカレンダーの写真コンテストをことしからやるそうです。今までは専門のカメラマンに現場に入ってもらって、写真を撮っていましたが、注目度を高めるために一般の写真家や、民間の写真愛好者、趣味で写真を撮っている人からも松本のおいしい風景ということで写真を募集して、カレンダーをつくっていきましょうという取り組みも、新たに行っているとのことです。それと、食育の事業を現在、小学生を対象にしていますけれども、範囲を一般の食に関心のある人にも広げて、食育体験事業をしたらどうかといったことも考えているようです。

意見書の内容はシンポジウムでこんな取り組みをして、こんな意見も参考にしてもらえばどうですか、という提案型でつくってみましたので、ご意見をよろしく願いいたします。

議長 では、最終ページの8番、板花補佐から説明がありましたけれども、皆さんのほうで販売促進、何かありますか。こういう問題点では、我々の意見はこうですよということ。

[質問、意見なし]

議長 よろしいですか。ありがとうございました。
それでは、最初から繰り返しませんけれども、本日の意見を賜った中で、完成品に近づけていただくということで、この項目でいいでしょうか。
どうぞ。

河野部会長代理 意見書はこういう方向でということですが、農林部で一所懸命、必要な事業を実施計画や予算化しようとしている。それに予算がつくように後押しするのも農業委員会の役割だと思いますので、部内の情報を把握して、方向づけをうまくして、意見書をマッチングした形にしてほしいと思います。

議 長

ありがとうございました。
これで議長を退任させていただきます。
お疲れさまでした。

13 議長退任

14 閉 会 河野部会長代理

農業振興部会長

農業振興部会長

議事録署名人 26番

議事録署名人 27番
